

監査結果公表第1号

定期監査結果報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、定期監査（財務監査・行政監査）を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表する。

令和3年1月8日

四日市市監査委員	加藤	光
同	廣田	正文
同	森川	慎
同	荒木	美幸

目 次

監 査 対 象

環境部	1
環境保全課 四日市公害と環境未来館	
生活環境課・廃棄物対策室・清掃事業所・北大谷斎場	
財政経営部	20
財政課 行財政改革課 管財課	
市民税課 資産税課 収納推進課	
都市整備部	50
都市計画課・公共交通推進室 建築指導課 開発審査課	
道路建設課・道路維持課 市街地整備・公園課	
河川排水課 道路管理課 用地課	
営繕工務課 市営住宅課	
市立四日市病院	104
(事務局) 総務課 施設課 医事課	

環境部 環境保全課

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
 - 対象部局 環境部環境保全課
 - 対象年度 令和元年度
 - 対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 四日市市役所 監査委員室
 - 監査期間 令和2年7月13日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

環境部環境保全課の主な業務内容及び職員数（令和2年4月1日現在）は、次のとおりである。

【環境保全課】

環境保全課 職員4人 環境調整係 職員4人 会計年度任用1人	(1) 環境保全に係る企画及び連絡調整に関する事
	(2) 環境計画に関する事
	(3) 環境保全審議会に関する事
	(4) 環境マネジメントシステムに関する事
	(5) 鳥獣飼養の許可及び鳥獣保護に関する事
	(6) 国際環境技術移転センターとの連絡に関する事
	(7) 部内の事務事業の調整に関する事
	(8) 部及び課の庶務に関する事
大気水質係 職員4人 再任用1人 会計年度任用1人	(1) 公害防止協定に関する事
	(2) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭に係る規制、監視、調査及び指導に関する事
	(3) 遊泳用プールに係る監視、調査及び指導に関する事
	(4) 温泉の利用、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令第1条に規定する特定建築物の環境衛生及び専用水道等

	に係る監視、調査及び指導に関すること
公害保健係 職員 4 人 会計年度任用 1 人	(1) 公害健康被害者の補償給付に関すること
	(2) 公害健康被害認定審査会に関すること
	(3) 公害保健福祉事業に関すること
	(4) 健康被害予防事業に関すること
	(5) その他公害保健対策に関すること。

(職員 16 人、再任用 1 人、会計年度任用 3 人)

第 3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されないリスク
- (3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (4) 継続的事業において十分な効果が得られていないリスク
- (5) 公募型委託事業に係る契約事務の執行が適正になされないリスク

2 3E（経済性、有効性、効率性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点等から設定した。

第 4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行に当たっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、リスクは高いものと評価した。事前調査の結果、事務の一部で不適切な処理が見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が 4 点以上のもの又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	効果の少ない事業が実施されるリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	

支出事務	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	○
契約事務	プロポーザルにより契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	
財産管理	建物やインフラを所管しているか	保全不良のリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク	4 / 4	○

(2) 所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されないリスク

- ・ 在籍年数の短い職員が多く、経験や知識、技術が継承されないのではないかと懸念される。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生することがないようにする必要がある。

意見

当課の職員のうち当課勤続年数が3年未満の者が7割を占めており、環境という高度の専門性を有する職務内容と、これから中核市を目指していく中での人材育成を考えると、経験や知識技術が不足しているのではないかと懸念される。計画的に人材育成を行うとともに、その計画について人事当局に示すことにより人材の確保に努めること。

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ・ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

× 時間外勤務時間数が年間360時間を超える職員が見受けられた。職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害しないような環境づくりが必要である。

意見

行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。

(4) 継続的事業において十分な効果が得られていないリスク

- ・ 継続的事業（長年にわたり継続的に事業を行っているものをいう。）について、事業目的が既に達成されたり、変遷していたりしないか。その効果の検証が適切になされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 天津環境交流事業、環境保健予防事業、エコパートナーシップ推進事業等の継続的事業については、環境変化により事業目的が不明瞭となり、経費の適正性の確保や事業効果の把握に齟齬が生じることから、事業の有効性が期待できなくなるおそれがある。継続的事業については、事業目的を明確なものとすることに留意するとともに、経費の適正性と事業目的に見合った効果が確保されているかについて常に検証する必要がある。

指摘

① 天津環境交流事業について

国際交流の促進のため、友好都市天津市の環境保全に係る課題解決の一助とするため現地セミナーや天津市からの研修生の受入れを企画運営する事業を実施している。この事業のうち受入れ研修にあっては1993年から、現地セミナーにあっては2001年から実施しており、この20年以上の間で中国と我が国との関係が変化している中で、この事業の更なる発展のため、これまでの事業の効果について検証すること。また、この事業の報告書には、今回の事業を終えての所感、すなわち事業成果を今後、どのように本市の施策、事業に反映させていくかなどの記録が少ないように思われる。この事業を通じて国際貢献を果たしたことが分かるよう、事業報告書には成果に関する事項を記録すること。

② エコパートナーシップ推進事業について

吉崎海岸の保全に係る企画運營業務委託とグリーンカーテン事業及びダンボールコンポスト事業運營業務委託については、エコパートナーシップ推進事業としてエコパートナーへの公募型事業と同一の事業名のもとに展開されている。しかし、これらの委託業務は単独随意契約によっており、委託先は従来から同一団体になっていることや、委託経費の積算において公募型が実質的に直接経費のみであるのに対して、間接経費を15%認めるなど事業の形態もかなり異なっていることから別事業として整理することを検討すること。

③ 環境保健予防事業について

幼児を対象とした環境保健健康診査（アレルギー健康相談）やぜん息予防等に関する講演会の開催などを行っている。これらの事業においては、健康福祉部やこども未来部と連携するなかで、環境部としての役割をどこまで求めていくかについて検討すること。

(5) 公募型委託事業に係る契約事務の執行が適正になされないリスク

- ・ 市民協働型の公募型委託事業については委託料として契約時に金額を確定し支出され、事業完了時に補助金のような精算がなされていないため、委託価格の妥当性は担保されているか。
- ・ 事業対象経費について、明確な基準がなく委託内容の透明性に欠けていないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- △ 市民協働型の公募型委託事業については、業務内容について行政がやるべき業務を委託するのではなく協働の領域の内容を委託することになることから内容的に補助金のような性格を有するものも多い。しかしながら、委託料として契約時に金額を確定し支出され、事業完了時に補助金のような精算がなされていない。また、事業者の選考過程で委託内容だけでなく、活動内容に見合った経費かどうかを検証する必要がある。
- △ 委託事業の対象経費が直接費のみであるのか間接費まで認めるのかについて明確な基準を設け、委託内容の透明性を確保する必要がある。

指 摘

エコパートナー環境学習等業務について、事業者からの事業に係る企画提案を募集し、環境計画に沿った適当な取組みを本市の事業として選定し、当該事業を当該事業者にて委託を行っている。企画提案の募集時に、提案者から見積りを提出させているが、本市が採用した業務の委託料は、その提案見積額と同額となっていた。当課以外の関係課職員もその構成員とする審査会にて行う企画提案の審査の中で、提案見積額についても評価を行っているが、審査に外部委員を含めるなど、委託料の妥当性を検証する仕組みの構築を検討すること。

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘

① 外来生物防除について【住民福祉の向上の視点】

ア 外来生物であるセアカゴケグモの生息状況について、市内3か所において調査を実施した。この結果を今後の外来生物防除に役立てるにあたっては、外来生物に対する市民の不安を助長したり、外来生物を発見したときの対処方法につき誤解を与えたりすることのないよう、その取扱いに十分注意すること。

イ 特定外来生物であるアライグマ及びヌートリアによる被害防除のため、チラシやポスターの作成による啓発や捕獲檻の貸出しを行っているが、特定外来生物を見つけたときにまず取るべき対処が市民にとっては分からず、不安であるという声を聴く。市民目線での誰でもできる対処方法についてもホームページやチラシなどで啓発すること。

② 公益財団法人国際環境技術移転センターについて【有効性の視点】

公益財団法人国際環境技術移転センター（以下「ICETT」という。）は、本市がその一部を出資して設立された財団法人であり、市長が理事を務めている。ICETTの経営は、国からの受託収入が減少したため経費超過となって、収益状況の悪化が懸念される。本市にとっても有益となる事業をこれからも持続的に実施していけるようICETTの経営状況を見守っていくこと。

意見

① 環境対策の推進について【有効性の視点】

本市が更に先進的な環境都市となるため、他都市の取組事例なども研究して、低炭素社会の実現に向けた様々な施策を強力に押し進めること。

② 水質汚濁、騒音等に係る監視及び指導について【住民福祉の向上の視点】

法に基づいて水質汚濁等に係る監視及び指導を行っているが、法で定められた規制値を超える水を排出した者に対しては引き続き厳正に対処すること。また、音、振動、臭いに敏感な社会になってきており、騒音、振動、悪臭に対する改善策については、他の関係する外部機関や市内部の部局との連携を図り対処すること。

評価

会計事務について、会計管理室が定めている「会計事務の手引き」を基に、当課の事務処理に合うよう、誤りやすい部分などにポイントを絞った会計事務に係るチェックリストを作成し、運用している。前回の監査時と比べて会計事務の誤りは減っており、このチェックリスト活用効果が表れていた。このチェックリストを部内において共有して活用することを期待する。

環境部 四日市公害と環境未来館

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 環境部四日市公害と環境未来館

対象年度 令和元年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査等の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和2年7月9日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

環境部四日市公害と環境未来館の主な業務内容及び職員数（令和2年4月1日現在）は、次のとおりである。

【四日市公害と環境未来館】

四日市公害と環境未来館 職員6人 会計年度任用1人	(1) 四日市公害に関する資料の収集・保管・調査研究に関すること
	(2) 環境を学習する機会の提供に関すること
	(3) 環境に関する知識・意識の啓発に関すること
	(4) 市民・環境保全活動団体等の交流に関すること
	(5) 環境保全活動の支援に関すること
	(6) 他の資料館・博物館・図書館・学校その他関係機関との連絡・協力に関すること
	(7) 公害・環境等に関する図書の貸出しに関する業務等に関すること

(職員6人、会計年度任用1人)

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

(1) リスク評価チェックリストの検証

(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）

- (3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (4) 主要事業の目標設定のリスク
- (5) 公募型委託事業に係る契約事務の執行が適正になされないリスク

2 3 E (経済性、有効性、効率性)・合規性等の視点からの着眼点
事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査ではリスクの低い所属であったが、実査では共通事務について、支出事務、物品・備品管理、契約事務の事務処理の誤りがみられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	効果の少ない事業が実施されるリスク	4/4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	2/6	○
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4/4	○
	プロポーザルにより契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4/4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク	4/4	○

(2) 職員配置のリスク (人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ)

- ・ 少人数の職場であり、病欠や育児休業の代替がない中で、職員の負担が増大していないか。

他の公害資料館との比較

	水俣市立 水俣病資料館	新潟県立環境と 人間のふれあい館 (新潟水俣病)	富山県立 イタイイタイ病 資料館	四日市公害と環境 未来館
開館年月日	平成 5 年 1 月 4 日	平成 13 年 8 月 1 日	平成 24 年 4 月 29 日	平成 27 年 3 月 21 日
施設の面積	1,328 m ²	1,210 m ²	1,210 m ²	823 m ² (活動室 119 m ²)
令和元年度 当初予算額	70,543 千円	34,034 千円	46,162 千円	77,356 千円
職員数	11 人	8 人	常勤 4 人	11 人 (うち正職 5 人)
令和元年度 入館者数	38,533 人	29,274 人	26,103 人	44,816 人

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

× 正職員が 5 名であり、病欠や育児休業の代替者がいない中で、実質 2 名減となり事務の負担は増大している。土、日が開館日であり、職員の週休日も異なることから全員が顔を合わせる日が週に数日となっている。また、分任出納員が病欠により館に常駐しない状況となっており、事務処理の遅滞や事務処理誤りが発生している。事務処理における職員相互の連絡、協力や上司によるチェックが行き届くようにすることが必要である。

指 摘

① 人材確保、人員配置について

事務的なミスが散見される。小さなミスが重なると大きなミスにつながり、加えて市民からの信頼を損ねることにもなりかねない。運営に支障のないよう適切な人材確保、人員配置について対処すること。

② 事務の引継ぎについて

土日、祝日が開館日であり、職員の週休日が異なることから全員が顔を合わせるのは週に 2 日間である。引継ぎを正確に行い、事務的な不備が起こらないように留意すること。

③ 内部事務管理について

事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これらは、職員の業務上の知識不足や単純なミスに加えて、所属内でのチェック・牽制体制が不十分であったことに大きな要因がある。所属長は、定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させ、日常的に確認すべき事項を定型化し確認するなど牽制体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ・ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- × 時間外勤務時間数が年間360時間を超える職員が見受けられた。職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害しないような環境づくりが必要である。

意見

行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。

(4) 主要事業の目標設定のリスクについて

- ・ 委託事業の件数確保のために審査が甘くなっていないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 指標とするエコパートナー登録件数目標は100団体であり、実績は53団体である。達成目標と現実の乖離が大きく登録を増やすため委託事業等の審査の緩みが危惧される。現実的な登録件数とすることが必要である。

(5) 公募型委託事業に係る契約事務の執行が適正になされないリスク

- ・ 市民協働型の公募型委託事業については委託料として契約時に金額を確定し支出され、事業完了時に補助金のような精算がなされていないため、委託価格の妥当性は担保されているか。
- ・ 事業対象経費について、明確な基準がなく委託内容の透明性に欠けていないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 市民協働型の公募型委託事業については、業務内容について行政がやるべき業務を委託するのではなく協働の領域の内容を委託することになることから内容的に補助金のような性格を有するものも多い。しかしながら、委託料として契約時に金額を確定し支出され、事業完了時に補助金のような精算がなされていない。また、事業者の選考過程で委託内容だけでなく、活動内容に見合った経費かどうかを検証する必要がある。

△ 委託事業の対象経費が直接費のみであるのか間接費まで認めるのかについて明確な基準を設け、委託内容の透明性を確保する必要がある。

指摘

① エコパートナー環境学習等業務委託について

エコパートナーは市民や環境団体からなるため、提出書類の不備が散見される。ホームページの提出書類の書式に書き方の見本や解説を記すなど分かりやすいように明示をすること。また、書類作成の前には書き方の説明を行うこと。提出時には書類の確認を

すること。

② エコパートナー環境学習等業務委託について

ア 前回監査の意見に「大半が設けた上限金額で契約しているが、契約額の妥当性を明確にするため証拠書類の確認をすること」とあり、対応状況では「実施内容及び予算案を精査し、事業実施後、抜き打ちで領収証の提出を求める」となっている。適正な事業の経費となっているか、委託価格の妥当性について検証すること。

イ エコパートナーの登録件数を目標と掲げているが、団体数の目標が不明瞭である。団体数よりも環境に対する啓発等業務の効果が出るよう、登録団体の質の向上を図ること。

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 意見

① 来館者アンケートの活用について【住民福祉の向上】

来館者にアンケートを取っているが、再度の来館につなげるための仕組みが必要である。また、環境問題に関心がある来館者のアンケートには、施策のヒントとなる意見をただけのように自由記述的な所を充実させることなど、アンケートの内容を工夫すること。

② 企画展の観覧者数について【有効性の視点】

観覧者数の目標を5,000人以上と見込んでいたが、実績は1,973人であった。見込みが減であったことの原因を分析することにより、今後多くの観覧者が興味のあるような企画展につなげていくこと。

③ SDGs（2. 飢餓を0に 14. 海の豊かさを守ろう 15. 陸の豊かさを守ろう）を基本とした食品ロスの取組みについて【SDGsの視点】

「私たちの暮らしとごみ展」の企画展を計画しているが、SDGsを基本とした食品ロスの取組み等を環境部局が火付け役となり、ブームを起こしていくように補完すること。

※ SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択されたもので、2030年までに達成するために掲げた17の目標である。

④ 四日市公害に関する資料の収集、保管について【有効性の視点】

ア 公害に関係する資料を収集し、デジタル化することは、公害の記憶が薄れないために重要な役割である。資料の収集とデジタル化について積極的に予算要求をし、公害資料の公開を進めていくこと。

イ 大学など研究機関との連携については講座開催の補助にとどまらず、公害関係の資料の収集や調査についても検討すること。

⑤ 企画展への財団等助成金について【経済性の視点】

企画展の開催に際し、公益財団法人岡田文化財団2019年度助成金を申請したものの申請額の2分の1となったが、助成対象経費の精査をし、満額でなかった理由を分析することで今後満額になるように努めること。

⑥ プロポーザルによる契約について【有効性の視点】

当館の運營業務の予算の半分以上をプロポーザルにより委託している。環境学習事業の運営委託等業務内容の把握のため、事業者と密に連携を取ること。

環境部 生活環境課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 環境部生活環境課

対象年度 令和元年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和2年7月9日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

環境部生活環境課（中間組織は所管する所属に含める）の主な業務内容及び職員数（令和2年4月1日現在）は、次のとおりである。

【生活環境課・廃棄物対策室・北部清掃事業所・南部清掃事業所・北大谷斎場】

生活環境課 職員3人 管理係	(1) し尿収集に関すること
	(2) し尿処理手数料・墓地使用料等の調定・徴収に関すること
	(3) 清掃衛生作業用車両・器材の配置計画に関すること
	(4) 清掃業務の安全衛生に関すること
	(5) 生活排水計画に関すること
	(6) し尿処理施設の運営管理に関すること
	(7) 浄化槽清掃業の許可に関すること
	(8) 朝明広域衛生組合との連絡に関すること
	(9) 生活衛生に関すること
	(10) 北大谷斎場・市営霊園に関すること
	(11) 課の庶務に関すること
施設係 職員5人 再任用2人	(1) ごみ・し尿処理施設・斎場墓地等の維持管理・修繕に関すること
	(2) ごみ・し尿処理施設・斎場墓地等の整備計画・用地取得に関すること
	(3) 四日市市クリーンセンター・南部埋立処分場の周辺環境整備に関すること
	(4) 犬猫等動物の死体処理の受付に関すること

会計年度任用 5 人	(5) 犬猫等動物の死体処理料の調定・徴収に関すること (6) 資源物の売却等に関すること
リサイクル係 職員 5 人 再任用 1 人 会計年度任用 2 人	(1) ごみ減量・資源のリサイクルに係る施策・計画の立案・意識啓発に関すること (2) ごみ減量・資源のリサイクルに係る指導・調査統計に関すること (3) ごみ減量等推進審議会に関すること (4) ごみ処理関係手数料の調定・徴収に関すること (5) 南北清掃事業所との連絡調整に関すること (6) 地域の清掃・美化に関すること (7) 資源物の持ち去り行為に関すること (8) 廃棄物対策室に関すること
廃棄物対策室 職員 3 人 会計年度任用 8 人	(1) 一般廃棄物収集運搬業・一般廃棄物処分業の許可に関すること (2) 自動車リサイクル関連事業者の登録・許可に関すること (3) 廃棄物の不法投棄対策に関すること (4) その他廃棄物の適正処理に関すること
清掃事業所 職員 5 5 人 再任用 7 人 会計年度任用 2 8 人	(1) 一般廃棄物の収集・運搬に関すること (2) 一般廃棄物の分別排出・分別運搬・再資源化の啓発指導に関すること (3) 作業用車両・器材の維持管理に関すること (4) 所管車両の事故防止・事故処理に関すること (5) 廃棄物の処理手数料等の収納に関すること (6) 犬猫等動物の死体処理に関すること
北大谷斎場 会計年度任用 3 人	(1) 北大谷斎場の運営・維持管理に関すること (2) 北大谷霊園の運営・維持管理に関すること

(職員 7 4 名、再任用職員 1 0 人、会計年度任用職員 5 0 人)

第 3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員配置のリスク (人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ)
- (3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (4) 出先機関のリスク (マネジメントの目が行き届かない)
- (5) 不法行為対応のリスク (不法投棄、資源物持ち去り、暴力対策、警察との連携)

2 3 E (経済性、有効性、効率性)・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点等から設定した。

第 4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意

するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査ではリスクの高い所属であり、実査でも共通事務について、契約事務をはじめ、現金等の管理、支出事務、文書管理の項目において、事務処理誤りが多く見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	効果の少ない事業が実施されるリスク	4 / 4	
収入事務	滞納債権があるか	滞納債権の適正な管理がされないリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	○
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
契約事務	事業者と工事請負などの契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 6	
	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	○
	指定管理者制度を導入しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
	プロポーザルにより契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	
現金管理	現金の取扱いがあるか	現金の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク	4 / 4	○
財産管理	建物やインフラを所管しているか	保全不良のリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	
基金	基金を所管しているか	設置目的に合致した活用がなされないリスク 適切な運用又は運用益の処理がなされないリスク	4 / 4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク	4 / 4	○

(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）

職員数の状況（他都市との比較）

平成31年4月1日現在

		四日市市	岐阜市	川崎市	金沢市
職員数	管理	27	62	42	65
	事業	109	116	114	184
	計	136	178	156	249

（参考資料）「四日市市清掃事業の概要」及び他市の清掃事業概要等

（岐阜市、川崎市、金沢市は中核市）

- ・ 在職年数の長い職員への依存度が高く、他の職員への継承が進まず、マニュアルにない手続への裁量が属人的になっていないか。
- ・ 管理業務の人数が少なく、勤務時間内は調査・住民対応等で多忙のため、時間外に処理する業務もあり、事務の管理に手が回らないのではないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 滞納繰越への対応について

少人数の管理係において、督促状の送付、それ以降は、昼間の訪問、夜間の電話による催促や不定期収集を行っている。収納率向上のため、法的措置についても検討しているが、税のような強制徴収公債権ではなく（し尿処理手数料は非強制徴収公債権、霊園管理料は私債権との位置付け）、債務名義の取得や訴訟などの手続が必要となるが、少額手数料回収の費用対効果も小さいことから、滞納整理業務の優先度は低くなっている。債権管理に関する知見を有する収納推進課や弁護士などとの連携について、検討する必要がある。

意見

職員の適正配置と人材確保について

管理業務の人員数が少なく、勤務時間内は調査・住民対応等で多忙のため、時間外勤務も多く、すべての業務に手が回らない実態がある。また、職員構成について、在職年数が長い職員1人の他は年数が短い職員が非常に多く、在職年数が長い職員に業務負担が偏ったり、その経験知識に頼ったり、蓄積されたノウハウがうまく継承できない部分がある。所属全体で134人と巨大な組織であり、組織・機構改革も進めるとともに、引き続き人事当局に経験や専門知識の持つ職員の必要性を説明し、人材確保に努めること。

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ・ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 時間外勤務時間数が年間360時間を超える職員が見受けられた。職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害しないような環境づくりが必要である。

意見

行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。

（４）出先機関のリスク（マネジメントの目が行き届かない）

- ・ 分任出納員を施設に配置していないため、現金等管理上のリスクはないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ クリーンセンターでは、小口現金（犬猫処分料用）を取り扱っているが、現在、現金出納員となる管理職が常駐せず、再任用職員の現金取扱員が日々の現金出納を確認しており、月末にまとめて出納員（課長）が確認をしている状況である。

（５）不法行為対応のリスク（不法投棄、資源物持ち去り、暴力対策、警察との連携）

- ・ 不法投棄及び資源物持ち去りへの対応については、個々の通報に対応しきれないリスクはないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 不法投棄への対応について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、違反者には罰則（懲役、罰金）が適用される。不法投棄物の内容を確認し、行為者が特定できる場合のみ、悪質なものは警察に通報し、合同で現場立ち合いを行い、行為者に指導等を行っている。市民からの個々の通報への対応を適切に行う必要がある。

（令和元年度実績）

警察への通報 3件、顛末書提出 0件、電話注意 8件、文書注意 6件

△ 資源物持ち去りへの対応について

「四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」により、違反者には20万円以下の罰金が科される。委託パトロールにより、重点箇所を割り出し、警察と連携して張り込みを行い、告発も行っている。民間の警備会社にパトロールを委託しているが、個々の通報への対応を適切に行う必要がある。

（令和元年度実績）

指導 7件、警告書発布 6件、禁止命令書発布 6件、告発 6件

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘

事務処理誤りについて【合規性の視点】

事務処理誤りが17件と多く、基本的な誤りも散見される。事故にもつながりかねないため、内部統制の体制を整備して内部事務管理の徹底を図ること。

意 見

① 公衆浴場助成費補助金について【有効性の視点】

公衆浴場の確保を図るため、法令に基づき、市内4か所の公衆浴場に対し補助金を支出しているが、補助金支出の明確な根拠となる公衆浴場の必要性や需要の程度を十分掌握すること。

② 旧慣墓地の管理について【効率性の視点】

地域の数ある旧慣墓地については、登記簿上の所有者は市となっているが、実質的な管理運営は、旧来の慣行により地域の自治会や墓地管理組合が行っている。しかし、職員による現地実査も数量が多いため苦慮しているような状況であり、適切な管理実態とはなっていないので、将来の管理運営方法について方向性や方針を立てること。

③ 北大谷霊園の維持管理について【合規性の視点】

北大谷斎場と北大谷霊園の管理運営業務を併せて委託している。霊園における共有部分の除草や通路の水はけなど維持管理に不十分なところが見受けられるので、委託業者に対する牽制をしっかりと行っていくこと。

④ 無縁墓の整理について【住民福祉の向上の視点】

市営霊園のうち、富洲原、富田、塩浜の3霊園については、使用者が不明となっている墓が数多く存在し、実態調査を進めているとのことであるが、多死社会に向けて、全市的な調査を本腰を入れて進めること。また、そのうえで使用者が判明しない無縁墓については、人間の尊厳に関わることであり、心のこもった無縁改葬の手法を検討しておくこと。

⑤ 墓地埋葬法に基づく埋火葬について【効率性の視点】

引き取り手のない遺体の埋火葬業務については、件数は少ないものの、個々の事案ごとに、引き取り手を調べる戸籍調査業務、引き取り依頼や委任状取得等の業務、遺体の安置から埋火葬に至る業務等、職員の負担は大きく、また、今後業務量が増えていくことが予想される。行政として、今のうちに対策を考える必要がある。業務の効率的な仕組み作りや、当業務を担うべき部局や業務分担のあり方について検討し、職員の働き方改革につなげること。

⑥ し尿処理経費について【経済性の視点】

豊田市、岐阜市、金沢市に比較して処理量1トン当たりの経費が高い。調査により、理由の検証を行うこと。

※他市とのし尿処理原価との比較（平成30年度）（千円）

	四日市市	豊田市	岐阜市	金沢市
処理経費 ※1	597,284	837,205	313,894	75,507
処理量（t）※2	68,801	133,908	50,680	9,857
1t当たり経費	8.68	6.25	6.19	7.66

※1 手数料収入、売電・資源化収益等を充当しない額

※2 浄化槽汚泥等を含む。

(参考資料)「四日市市清掃事業の概要」及び他市の清掃事業概要等

(豊田市、岐阜市、金沢市は中核市)

⑦ 廃棄物処理施設整備等基金について

約15年後、クリーンセンターの大規模改修工事を行う必要があり、長期的な基金積立等の財政計画を検討していくこと。

※ 今後の費用(解体、整備)と必要積立額について

・元年度 楠衛生センター解体工事(設計、工事) 約120,000千円

基金からほぼ全額充当 → 基金残額 約720,000千円

・元～2年度 北部埋立処分場浸出水処理施設整備工事

(設計) 約29,000千円

・2年度

(工事) 約700,000千円

※ 基金から充当すると、基金残額 ほぼなくなる。

・3年度 旧北部清掃工場解体(設計予定)

・4年度 旧北部清掃工場解体(工事予定)

} 計 約2,000,000千円(見込)

※財源については、今後の基金への積立を含め、財政課と協議中。

⑧ 不用額について【効率性の視点】

ア 多くの事業について、不用額が生じている。予算編成においてできる限り正確な執行額の把握に努め、不用額の減少に努めること。

イ 「し尿収集業務委託、し尿等転送業務委託」において、予算額2億6,400万円に対し、契約額2億4,800万円と1,600万円の不用額を生じている。適正な予算編成を行うため、予実分析を行うこと。

評価

他市とのごみ処理原価の比較(平成30年度)について

豊田市、岐阜市に比べ、ごみ処理量は少なく、その経費も低く抑えられており、処理単価も低いものとなっており、効率的な処理が行われていると思われる。引き続き、効率的な処理に努められたい。

※他市とのごみ処理原価との比較(平成30年度)

(千円)

	四日市市	豊田市	岐阜市	金沢市
処理経費 ※1	3,359,825	5,607,029	4,604,382	5,518,165
処理量(t) ※2	109,306	148,703	134,525	188,246
1t当たり経費	30.74	37.71	34.23	29.31

※1 手数料収入、売電・資源化収益等を充当しない額

※2 収集、焼却、埋立、資源物等を含むすべて

(参考資料)「四日市市清掃事業の概要」及び他市の清掃事業概要等

(豊田市、岐阜市、金沢市は中核市)

財政経営部 財政課

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
 - 監査対象部局 財政経営部財政課
 - 対象年度 令和元年度
 - 監査対象事項 財務事務等
- 3 監査等の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 四日市市役所 監査委員室
 - 監査期間 令和2年7月29日
- 4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

財政経営部財政課の主な業務内容及び職員数（令和2年4月1日現在）は、次のとおりである。

【財政課】

財政課 職員12人 会計年度任用1人	(1) 財政計画の策定に関すること。
	(2) 予算の編成及び執行調整に関すること。
	(3) 資金の調達、計画及び運用に関すること。
	(4) 起債に関すること。
	(5) 地方交付税に関すること。
	(6) 財政状況の公表及び調査に関すること。
	(7) 財政調整基金、都市基盤・公共施設等整備基金、アセットマネジメント基金、減債基金、まちづくり事業基金及び市立四日市病院整備基金に関すること。
	(8) 部及び課の庶務に関すること。

（職員12人、会計年度任用職員1人）

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）
- (3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (4) 内部統制上のリスク

2 3E（経済性、有効性、効率性）、合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性、正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査では全体的にリスクは低かったが、歳入・歳出で取り扱う金額が大きく、本来のリスクは高いと想定される。また、収入・支出事務については、事務の一部で不適切な事務処理がなされていた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目	想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	主要な所掌事務として内部統制事務を行っているか	内部統制事務が適切に行われないリスク	4/4
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6/6 ○
基金	基金を所管しているか	設置目的に合致した活用がなされないリスク 適切な運用又は運用益の処理がなされないリスク	4/4
組織・人員	監査年度を含む過去2年以内に、組織変更、所管替え等があったか	分掌事務が十分に行われないリスク	4/4
	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク	4/4 ○

(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）

- ・ 若手職員がスキルを蓄積することなく異動していないか
- ・ ベテラン職員への負荷が大きくなっているのではないか
- ・ ベテラン職員が異動する際の引継ぎが不十分とならないか

（令和2年度における当所属の勤続年数の状況）

所属名	勤続3年未満	3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上	対象職員合計
財政課	4	3	3		10

（※部長、政策推進監を除く）

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 当所属の勤続年数について、勤続年数が異なる職員がバランスよく配置されているものの、3年未満の職員が40%を占めており、勤続年数の短い職員の割合が多くなっているため、業務に関する知識やスキルの継承が不十分になることが想定される。その対策として、当所属の勤続年数の短い職員と長い職員をペアにすることでスキームの継承に取り組んでいた。

指 摘

内部事務管理について

事務処理の基本的な部分で、指摘事項が見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなどの内部統制の体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ・ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務対象者全員が年間360時間を超えている。また、過労死の労災認定基準を超える時間外勤務も発生している。職員のワーク・ライフ・バランスの充実や健康を確保する必要がある。

意 見

- ① 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について

財政課の業務は、決算統計や8月の決算議会への作業を行う6月～8月と、当初予算編成時期の11月～1月に業務が集中している。特に、当初予算編成時期は過労死の労災認定基準の100時間を超える時間外勤務を行っている状況にある。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。

依然として厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(*)を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。

* 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

② 時間外勤務の実態把握について

働き方改革推進本部を中心に、働き方について積極的に取り組んでいる状況であるが、管理職の時間外勤務の状況については各個人で把握しているにとどまっている。管理職を含め、時間外勤務の実態把握を適正に行い、働き方改革につながる手法を働き方改革推進本部に働きかけていくこと。

③ 予算調整などの効率化について

時間外勤務について過労死の労災認定基準を上回る状況であり、新年度予算調整などの繁忙期について、調整作業の効率化を図るため予算要求時期の前倒しや経常経費の予算調整のパターン化を検討しているが、予算を調整する財政課だけでなく予算を作成する原課にとっても業務量の削減につながるため、予算調整のパターン化などの導入検討を進めること。

(4) 内部統制上のリスク

- ・ 予算執行や支出事務に関する事務処理において、チェック機能が十分働いているのか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- △ ① 当課は、交付金・繰入金・起債・積立金・繰出金など、多額の歳入・歳出事務の取扱いをしている。適正な事務執行の観点から知識や経験と注意力が必要と想定される。
- △ ② 定期監査において、予算執行や支出事務に対する指摘事項が絶えない。内部統制に関わる機能が十分に働く取組みが必要と想定される。

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 意見

① 基金の見直しについて【有効性の視点】

ア 各部局において基金を所管しており、基金設置の目的や活用内容の再検討を行い、個別の基金ごとに積立、取り崩しの運用ルールの見直しを行うとしているが、時代に合った対応を行うとともに、市民の理解が得られる見直しを行うこと。

イ 本市の将来インフラ及び公共施設の保全、建替、長寿命化等にかかる費用を積立てるためアセットマネジメント基金を設置し、当面は毎年10億円を積立てる方針としてい

るが、将来負担の平準化のためコロナ禍の状況下でも継続して積立てること。

② 補助金の見直しについて【有効性の視点】

補助金等について、繰越金等が補助金額を上回っている団体や、多額の資産を有する団体については補助金の廃止や削減を検討するなどの見直しを行っている。コロナ禍での影響についての見直しは、公平性の観点をふまえて実施すること。

③ 財務会計システムのリプレースについて【有効性の視点】

現行の財務会計システムは、例えば支出負担行為の際に債権者コードを入力するが、同一債権者が複数登録されている場合もあり、選択で混乱が生じているなどの様々な使い勝手の悪い面がある。リプレースにあたっては、関係部局と十分協議した上で、様々な入力ミスも事前に排除できるような論理チェックを行い、職員が使いやすいシステムとすること。

財政経営部 行財政改革課

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
対象部局 財政経営部行財政改革課
対象年度 令和元年度
対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
実施場所 四日市市役所 監査委員室
監査期間 令和2年7月29日

4 監査の実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

財政経営部行財政改革課の主な業務内容及び職員数（令和2年4月1日現在）は、次のとおりである。

【行財政改革課】

職員 6 人 会計年度任用 1 人	(1) 行財政改革の推進に関すること。
	(2) 新地方公会計制度に関すること。
	(3) 指定管理者制度に関すること。
	(4) 課の庶務に関すること。

(職員 6 人、会計年度任用 1 人)

第3 監査の着眼点

- 1 想定されるリスクからの着眼点
事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。
(1) リスク評価チェックリストの検証
(2) 分掌事務が十分に行われないリスク
- 2 3E（経済性、有効性、効率性）・合規性等の視点からの着眼点
事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、リスクは低いものと評価した。事前調査の結果、概ね適正に事務処理がなされていた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	主要な所掌事務として内部統制事務を行っているか	内部統制事務が適切に行われないリスク	4 / 4	
契約事務	プロポーザルにより契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	
組織・人員	監査年度を含む過去2年以内に、組織変更、所管替え等があったか	分掌事務が十分に行われないリスク	4 / 4	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	

(2) 分掌事務が十分に行われないリスク

- 当課は、平成30年度に、それまでの財政経営課の課内室から改組され、公会計や行財政改革、アセットマネジメント等専門的な業務を担当している。当所属における経験年数が浅い職員が多い。業務に必要なスキル（知識や経験）が適切に継承され、行財政改革の主導的な役割を担えているのか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 公認会計士の資格を持った会計専門監が当課に配属されており、公会計制度その他専門的な財務会計に関する業務を遂行している。また、令和元年度からアセットマネジメントに関する業務が他課から移管されたが、移管に伴い担当職員も当課に人事異動になり、この業務を継続して遂行している。これらのことも踏まえると業務に必要なスキルは継承されているものと思われる。ただし、当課は少人数の職場であるので、職員間でのスキルの

継承については十分注意することが必要である。

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘

① 会計専門監の活用について【有効性の視点】

公会計制度その他専門的な財務会計の事務を処理するため、公認会計士の資格を持った職員が当課に配属されている。職員の公会計制度に関する認識の普及や財務会計に関する専門的な知識・技術を活用した行政改革を進めるため、会計専門監の活動をさらに支援するような体制づくりを行うこと。

② 職員による事務改善提案制度の充実について【有効性の視点】

職員による事務改善提案制度「全員参加型カイゼン提案」を実施しており、令和元年度の提案は6件だった。この制度の周知方法や報奨などを見直すことにより、職員からの積極的な提案を促すとともに、良い提案については全庁的な周知を行い、事務改善の取組みを広めること。

意 見

① 指定管理者に係る適正なモニタリングの実施の確保について【有効性の視点】

ア 指定管理者に係るモニタリングを実施するに当たって、多数あるチェック項目のうち最低限押さえておくべき項目、チェックする目的・趣旨などを明確にするなどして、指定管理施設所管課の担当職員が人事異動により変わったとしても適正なモニタリングの実施を確保できるような仕組みを確立すること。

イ 令和2年5月に発覚した指定管理者の元従業員による国の外郭団体からの委託金の私的流用事件を踏まえ、本市は、同種の事件の再発防止のため、指定管理施設所管課に対し、指定管理者が他団体の行う事業に何らかの形で関わる場合には本市との事前協議を指定管理者に対し求めることを指導した。実効性を高めるため、指定管理者が事前協議を怠った場合のペナルティの賦課についても検討すること。

② 公共施設の最適配置について【有効性の視点】

ア 平成25年度に四日市市アセットマネジメント基本方針を策定し、平成30年度には施設ごとに施設カルテを作成し、昨年度はそれを基にそれぞれの施設の分析を実施するなど、公共施設の計画的な更新に向け手順を追って進めてきている。この施設カルテを活用して公共施設の在り方を追求し、最終的には予算提案ができるような形まで充実させること。

イ 公共施設の最適配置を進めるに当たっては、盛岡市などの先進事例を参考に、市民との合意形成を最重要視して取り組むこと。

③ 行政改革プランの市民への広報について【住民福祉の向上の視点】

令和元年度に策定した行政改革プラン2020（計画期間は3年）をホームページに掲載して広報を行っているが、目指している3年後の到達点が見えづらいものがある。概要版を作成したり、目標の指標を分かりやすく解説したりすることにより、市民が行政改革の内容を具体的にイメージできるような広報を行うこと。

④ 先端技術を活用した業務の省力化の推進について【効率性の視点】

職員の過重な時間外勤務は、市役所全体の抱える大きな問題である。ICT戦略課と連携してICT化を進め事務の効率化を速やかに図るなど、先端技術を活用した業務の省力化を進めること。

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
 - 監査対象部局 財政経営部管財課
 - 対象年度 令和元年度
 - 監査対象事項 財務事務等
- 3 監査等の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 四日市市役所 監査委員室
 - 監査期間 令和2年7月27日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

財政経営部管財課（中間組織は所管する所属に含める）の主な業務内容及び職員数（令和2年4月1日現在）は、次のとおりである。

【管財課】

管財課	(1) 市有財産の総括事務に関すること
	(2) 普通財産の管理及び処分に関すること
	(3) 市有財産の保険及び共済に関すること
	(4) 公共用地の取得に係る連絡調整に関すること
	(5) 不動産登記事務に関すること
	(6) 借地、借家及び借料に関すること
	(7) 市有林の管理及び処分に関すること
	(8) 財産区に関すること
	(9) 土地開発基金に関すること
	(10) 総合会館に関すること
	(11) 本町プラザに関すること
	(12) 新丁ひろば駐車場に関すること
	(13) 庁舎及び附属施設の維持管理並びに軽易な修繕に関すること
	(14) 電気、空調設備等諸設備の維持管理及び軽易な修繕に関すること
	(15) 電話交換に関すること
	(16) 庁中取締り及び防火管理に関すること
	(17) 共用自動車の管理及び配車管理に関すること

職員 6 人 再任用 1 人 会計年度任用 3 人	(18) 自動車（他課等所属の自動車を除く。）の修繕及び車体検査に 関すること
	(19) 自動車（他課等所属の自動車を除く。）の点検、整備及び車庫の 管理等に關すること
	(20) 庁用自動車の運転資格の認定に關すること
	(21) 共用自動車の運行月報に關すること
	(22) 自動車重量税に關すること
	(23) 課の庶務に關すること

(職員 6 名、再任用職員 1 名、会計年度任用 3 人)

第 3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 分かりにくい事務分掌
- (3) 職員配置のリスク
- (4) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

2 3E（経済性、有効性、効率性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点から設定した。

第 4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査ではリスクの高い所属であり、契約事務や財産管理の項目で特に点数が高い。実査でも共通事務について事務処理誤りは少なかったものの、不適切な契約事務が見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が 4 点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	
契約事務	事業者と工事請負などの契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 6	

	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	○
	指定管理者制度を導入しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
	プロポーザルにより契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	
財産管理	建物やインフラを所管しているか	保全不良のリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	
	土地又は建物の貸付けを行っているか	多額の損失発生のリスク 不適正な貸付料となっているリスク 資産が不適正又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
基金	基金を所管しているか	設置目的に合致した活用がなされないリスク 適切な運用又は運用益の処理がなされないリスク	4 / 4	
組織・人員	監査年度を含む過去2年以内に、組織変更、所管替え等があったか	分掌事務が十分に行われないリスク	4 / 4	
	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク	4 / 4	○

(2) 分かりにくい事務分掌

- ・ 所掌する事務の具体的な業務内容が分かりにくく、不明確になっているのではないかと。直接管理する施設の対象についても、事務分掌上分かりにくい。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 「(1) 市有財産の総括事務」の具体的な業務内容が分かりにくく、職員にも行うべき業務内容が不明確になっているのではないかと。また、「(13) 庁舎及び付属施設」の範囲や「(14) 電気、空調設備等諸設備」の対象施設など、管財課自体が直接管理する施設の対象についても、事務分掌上分かりにくくなっている。

意見

市有財産の総括について

事務分掌に「市有財産の総括事務に関すること。」とあるが、総括の意図するものについて研究すること。

(3) 職員配置のリスク

- ・ 課長から主幹までの当所属勤続年数が短く、十分な引継ぎがなされず、業務の内容が十分には把握できていないのではないかと。勤続年数の長かった副参事（主事）、課付主幹（主事）、主幹（技師）の配置替え（転出）が近年続き、課全体において、経験的な業務知識が不足しているのではないかと。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

× 鳥居道山財産組合について

菰野町と当市にまたがった山林を組合により運営しており、桜財産区にかかる部分が含まれるため、桜財産区管理会委員が組合組織に入っており、関係事務・予算を管財課が所管している。しかし、負担金として予算1千円が仮置き計上されているのみで、未執行のため管財課として財産組合の内容を十分把握していなかった。十分な引継ぎが必要である。

意見

① 桜財産区について

山林全7筆中、所在が地図に存在せず、位置や境界が不明な土地が1筆存在する。実際の所在について、管理に携わる地元の高齢者は把握していても若年層には引き継がれていないとのことであり、また、職員も把握できていない。将来的に適切な管理ができなくなるよう、早急に不明地の確定を行うこと。

② 職員配置について

監査における質疑において、職員が、管轄する業務内容を十分に掌握できていなかった。人事当局には、課の有する経験的な業務知識が確実に継承されるよう、計画的な職員配置を要求するとともに、十分な引継ぎを行うこと。

(4) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ・ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 時間外勤務時間数が年間360時間を超える職員が見受けられた。職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害しないような環境づくりが必要である。

意見

行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 指 摘

業務委託に係る契約事務について【合規性の視点】

業務委託契約において、業務内容の変更に伴う契約変更の手続がなされず、また、履行確認や現地確認も不十分な事例が見受けられた。さらに、事前調査において上記事項が明らかになってからの対応も不適切であった。委託業務の適切な執行に努めること。

意 見

① タクシーチケットの保有について【有効性の視点】

タクシーチケットを保有し、必要に応じ各所属へ払出しているが、近年の実績は年に1回、しかも特定所属への払出しのみである。タクシーチケットは、金券に準じた性質を有するため、払出しがほとんどないような状況に応じ、保有を廃止して原課対応に切り替えることを検討すること。

② 市が管理する山林の管理について【有効性の視点】

市が管理する山林について、複数の所属で所管している山林の管理を一元化するなど、有効な利用管理の方向性について検討すること。

③ 株式等の保有について【経済性の視点】

経緯があって、株式及び出資による権利を保有している。株式市場に上場されていないため売却することは現実には困難なことは理解できるが、市民の財産であり、また当課は市の財産管理について総括する立場にもあるため、他市町の状況も調査したうえで、保有することの妥当性について検討すること。

④ 事務処理について【合規性の視点】

広範囲にわたる事務を取り扱っているが、事務処理誤りを生じないように、丁寧な事務処理を行うこと。

⑤ 工作物の管理について【効率性の視点】

本庁舎等の工作物について、今後の維持管理のことを考え、現状を正確に把握できるような台帳記載の様式を検討すること。

⑥ 石碑の安全管理について【有効性の視点】

市内各所にある石碑について、毎年1回、各管轄課に定期点検を指示し、点検結果に基づき台帳を作成し、安全対策が必要な場合は、各所属において適切な処理を行うよう周知しているとのことである。さらに、安全対策が必要なものは措置を指示して、結果報告を求めること。

⑦ 公用車の事故防止について【有効性の視点】

毎年、公用車の事故が多い。当課は公用車の安全管理も担っており、公用車の運転を行っている各部局とともに、両輪で、当課が公用車の安全指導を徹底していくこと。

⑧ 桜財産区の約4千万円の繰越金について【経済性の視点】

過去の山林経営による収益とのことであるが、現在明確な用途がなく、毎年度繰越が続いている状況にあり、今後の活用について検討していくこと。

財政経営部 市民税課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 財政経営部市民税課

対象年度 令和元年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査等の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和2年7月27日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

財政経営部市民税課（中間組織は所管する所属に含める）の主な業務内容及び職員数（令和2年4月1日現在）は、次のとおりである。

【市民税課】

市民税課 職員2人 税務政策係 職員4人 再任用1人 会計年度任用4人	(1) 税務政策の企画及び調査に関すること。
	(2) 税収資料の収集及び税務統計に関すること。
	(3) 市税犯則事件に関すること。
	(4) 市税に係る争訟に関すること。
	(5) 固定資産評価審査委員会に関すること。
	(6) 税関係書類の閲覧及び証明に関すること。
	(7) ふるさと納税に関すること。（他の部課等の主管に属する事項を除く。）
	(8) 市民税課、資産税課及び収納推進課の事務事業の調整に関すること。
	(9) 課の庶務に関すること。
諸税係 職員4人 再任用2人 会計年度任用2人	(1) 法人市民税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税及び事業所税の調査、賦課及び調定に関すること。
	(2) 自動車臨時運行許可に関すること。
市民税第1係 職員9人 会計年度任用1人	(1) 個人の市民税の調査、賦課及び調定に関すること。

市民税第2係 職員7人 会計年度任用3人	
----------------------------	--

(職員26名、再任用職員3名、会計年度任用職員10名)

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 税の賦課決定のリスク
- (3) ITシステムのリスク
- (4) 職員配置上のリスクと職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

2 3E（経済性、有効性、効率性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査では賦課に係るリスクは高かったが、賦課決定業務を含む財務会計事務、文書事務などの事務一般について、概ね適正に事務処理がなされていた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目	想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか	4/4	
収入事務	地方税、分担金、使用料、手数料等を徴収する業務を行っているか	6/6	
支出事務	負担金、補助金又は交付金	4/4	

	を支出しているか			
現金管理	現金の取扱いがあるか	現金の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク	4 / 4	
情報管理	個人情報扱っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 4	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	
	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク	4 / 4	○

(2) 税の賦課決定のリスク

- ・ 税の賦課決定の件数は相当多く、その税額の算出に至る過程は複雑であるため、誤った賦課決定がなされていないか。
- ・ 業務の経験年数の少ない職員が多くなり、税務の知識や実務能力の不足による賦課決定の誤りが生じないか。
- ・ 税額の算出について、システムへの依存度が高くなることによって、プログラム誤りによる賦課決定の誤りを見過ごさないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

× システム化された税の賦課決定については、その内容を手計算で検証できる職員はほとんどいないため、システムがブラックボックス化することが想定される。さらに、毎年度、新規採用職員が配属されるため、業務の経験年数が少ない職員が多くなり、税務の知識や実務能力の不足による賦課決定の誤りの発生が想定される。

税額の算出について、プログラム誤りによる賦課決定の誤りが発現している。

意見

① 課税誤り

ア 令和元年度においては、課税誤りの件数は減少してはいるが、ゼロにするために、ダブルチェックに加えて、上司によるチェックといったカバーがなされる体制の構築も重要である。また、職員への注意喚起だけでは限界があるので、システム的なチェックの仕組みを作ることも検討すること。

イ システムのプログラムミスの原因として、令和元年度及び令和2年度のふるさと応援寄付金に基づく市県民税の控除額に誤りが発生している。令和2年度中に、システムの入替が予定されており、その際には現在のような四日市独自のシステムではなくパッケージのものを導入することである。その方が効率もよく、問題も生じにくいので適切といえるが、今後も課税誤りには十分注意すること。

② 税の公平性の担保

個人市民税未申告者について、その調査や把握には相当の時間や費用を要するが、適

正に申告し納税している市民に説明できるよう、強い意識を持って、税の公平性を担保するべく未申告者の把握及び納税の促進に努めること。

(3) ITシステムのリスク

- ・ システム関連の業務委託契約は、職員にプログラムに精通した者が少ないことから、不適切な契約となる可能性はないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 委託料の価格決定において、職員の情報不足から、委託先相手方の一方的な要求をのんだり、メンテナンスなどの依存関係から、双方のなれあいによって不適切な金額で契約締結することになるリスクが想定されるので、客観的に適正な設計金額を設定するような手立てを講じる必要がある。

(4) 職員配置上のリスクと職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ・ 職員数が近隣類似都市に比べて少ないため、職員の負担増となっていないか。

<参考> 近隣類似都市における職員数等 —各都市の令和元年度税務概要参照—

	担当課 配置 職員数 (人)	税収入額 [a] (千円)	徴税費 [b] (千円)	税収入額に対する 徴税費の割合 [b/a] (%)
四日市市	28	91,389,843	857,733	0.9
津市	27	52,377,978	1,084,699	2.1
豊田市	33	138,188,106	1,213,172	0.9
岡崎市	31	88,395,233	958,755	1.1
豊橋市	34	80,778,766	1,086,997	1.3
一宮市	39	50,378,182	900,041	1.8

(注) 1 各都市の職員数は、平成31年4月1日現在の数である。

2 税収入額及び徴税費は、平成30年度の額及び数値である。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

× 係間や、部内の所属間及び直近（5年以内を目安としている）の転出者からの応援体制をつくとともに、人員配置の要望を行っているものの、時間外対象者の7割近くが年間360時間以上の時間外勤務をしており、厚生労働省が労災認定基準を目安としている時間数を上回る職員もいた。職員の心身の健康が害されないようにする必要がある。

指 摘

- ① 時間外勤務が年々増加し状況が悪化しており、月200時間を超える職員が何名もいるのは異常である。平準化できる業務は平準化し、必要性が低いと判断できる業務があれば削減すると並行して、職員の増員について人事課と引き続き強く交渉すること。

意見

- ① 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。
- ② 職員の育成について、研修はすでに行われているが、職員ごとに知識や実務能力をいつまでにどこまで引き上げるというパーソナルプランを立てること。
- ③ 時間外勤務を減らせるよう、市民税申告から納税通知書の発送の時期まで継続して業務に当たれるよう人事異動の時期をずらしたり、電子データでの申告を増やしたりするなどの方策を検討すること。
- ④ 時間外勤務が多い状況下において、職員が負担の重さによって心身を壊すことがないようなフォローをしていくこと。かつ、状況を多少なりとも改善するためにも、特殊な業務についてだけでなく通常の業務の課題解決の検討のために、他市への視察等の情報収集を行うこと。

2 3 E（経済性、有効性、効率性）からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

- ① ふるさと応援寄付金について【経済性、有効性の視点】
市税の控除額は増加し、本市への寄付金との差は増大している。本市にとってもっとも適した対応を、関係課と連携し、他市の取組みも研究しながら検討すること。

財政経営部 資産税課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 財政経営部資産税課

対象年度 令和元年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査等の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和2年7月22日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

財政経営部資産税課の主な業務内容及び職員数（令和2年4月1日現在）は、次のとおりである。

【資産税課】

資産税課 職員2人 管理償却資産係 職員6人 再任用1人 会計年度任用6人	(1) 償却資産に係る評価・賦課に関すること
	(2) 固定資産税・都市計画税・特別土地保有税の調定に関すること
	(3) 国有資産等所在市町村交付金に関すること
	(4) 課の庶務に関すること
土地係 職員9人 会計年度任用2人	(1) 土地に係る評価・賦課に関すること
	(2) 特別土地保有税の賦課に関すること
家屋係 職員10人 会計年度任用6人	(1) 家屋に係る評価・賦課に関すること

（職員27名、再任用職員1名、会計年度任用14人）

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）
- (3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (4) 土地評価関係業務の委託に伴うリスク

2 3E（経済性、有効性、効率性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査ではリスクの低い所属であり、実査において一部不適切な契約事務が見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか。	許認可等の事務が適切に行われないリスク	4/4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6/6	
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4/4	○
情報管理	個人情報を取扱っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4/4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク	4/4	○

(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）

- ・ 近隣類似都市と比べて職員数が少なく、職員の負担が大きくなっているのではないか。

固定資産税課税課における近隣類似都市との職員数比較

－各都市の令和元年度税務概要参照－

	全職員数 (人)	担当別職員数						
		課長等	専門員 (業務全般)	管理	償却資産	土地	家屋	分室
四日市市	28 (14)	2	—	7 (6)	—	9 (2)	10 (6)	—
津市	29 (0)	2	—	—	—	10 (0)	11 (0)	6 (0)
豊田市	50 (15)	4	—	9 (15)	5 (2)	11 (1)	21 (7)	—
岡崎市	43 (10)	2	—	—	8 (5)	14 (3)	19 (2)	—
豊橋市	47 (6)	2	5	7 (3)	33(3)			—
一宮市	43 (8)	3	—	—	5(1)	17(2)	18(5)	—

(注) 各都市の職員数は、平成31年4月1日現在の数である。(四日市市は令和2年4月1日現在)

() は、臨時職員数(外数) (令和2年4月1日現在)

リスク発現の可能性 (△可能性あり、○予防策あり、×発現)

△ 職員配置について

ア 全職員中、会計年度任用(パートタイム)職員が30%を超えており、また、正規職員中、通算年数5年以上の職員が約半数を占めている。職員のスキルの差が大きくならないよう、引き続き、職員配置に留意されたい。

イ 会計年度任用(パートタイム)職員は、課税事務の主要メンバーとはならず、あくまで補助的な作業を行っているとのことであるが、適正課税に支障のないよう、正規職員から、十分に指導・牽制を行うよう努められたい。

ウ 土地係においては、通算年数の長い職員1名に対し、その他の職員の勤続年数が短いため、ベテラン職員の異動があれば、適正な土地評価を行うことについてのリスクが大きくなる可能性がある。マニュアルにない手続きへの裁量が属人的にならないよう努められたい。

指 摘

職員配置について

職員配置について、正規職員の数近隣類似都市と比べても少なく、会計年度任用職員(パートタイム)の比重が高い。職員の質を上げて均質な課税を担保するため、継続して内部研修を充実させるとともに、強く職員配置を要望していくこと。

意 見

家屋調査の体制について

家屋係のパートタイム職員は、繁忙時には、家屋評価のための調査にも同行しており、固定資産評価補助員証を所持していないため、評価・課税に関する一般説明業務を行っているとのことであるが、適正な家屋評価に影響がないよう、正規職員から、十分に指

導・牽制を行うこと。

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ・ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 時間外勤務時間数が年間360時間を超える職員が見受けられた。職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害しないような環境づくりが必要である。

意見

行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。

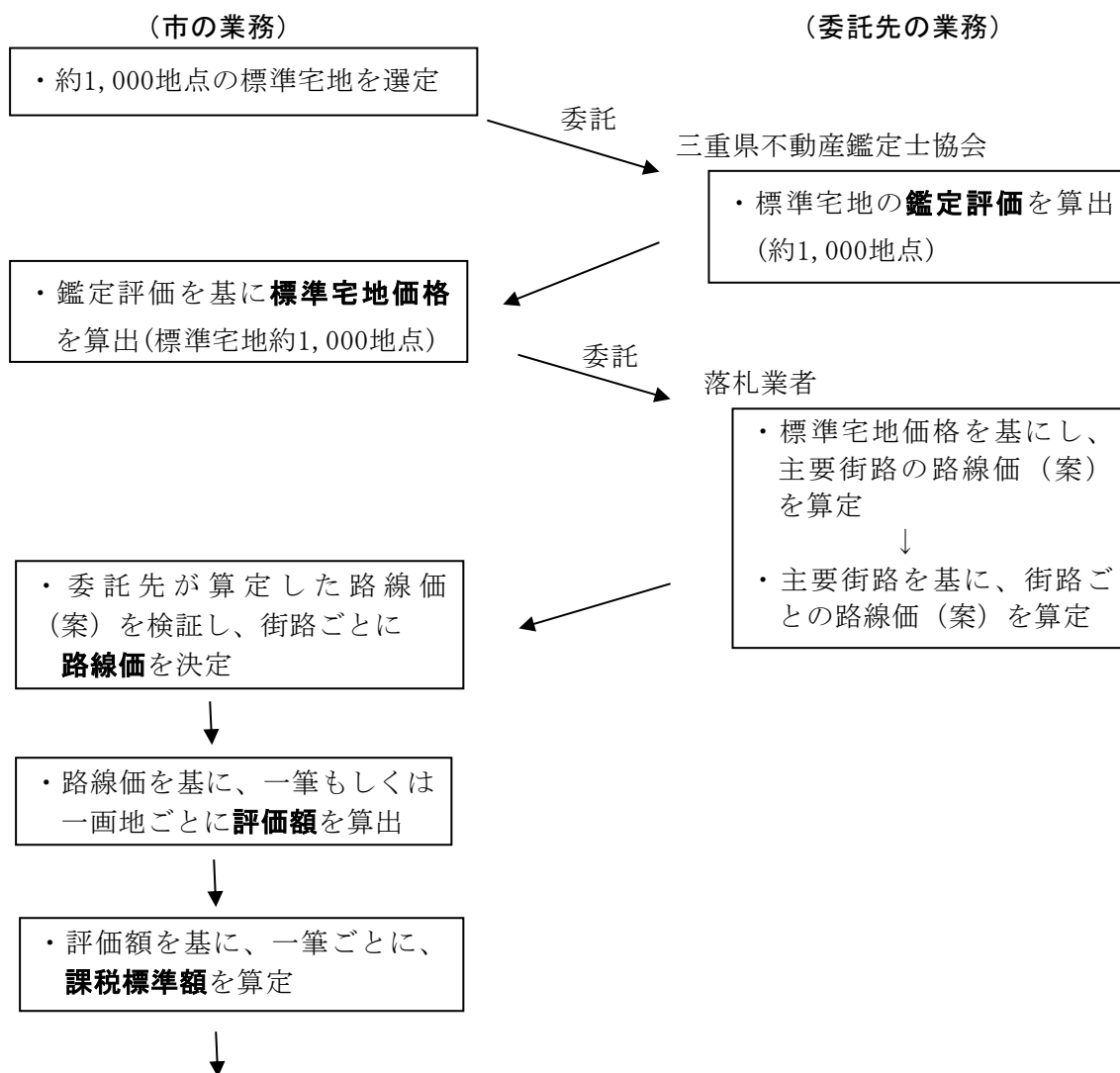
(4) 土地評価関係業務の委託に伴うリスク

- ・ 土地評価額の形成において職員のチェック機能が適切にはたらいっているか。

リスク発現の可能性（△可能性あり、○予防策あり、×発現）

△ 土地（市街地宅地）の評価替に当たっては、約1,000地点の標準宅地を市で選定し、その標準宅地について、一般社団法人三重県不動産鑑定士協会への委託により算出した**鑑定評価**を基に、職員が**標準宅地価格**を算出している。さらに、その標準宅地価格を基にした各路線価（案）の算定を業者への委託（四日市市固定資産土地評価及び地番参考図修正業務委託〔入札による業者選定、委託期間平成30～32年度〕）により行っており、職員がそれを検証し、市内の各**路線価**を決定し、路線価を基に**評価額**を決定している。土地評価額形成において、職員のチェック機能が適切に働くよう留意されたい。

[参考] 土地（市街地宅地）の評価・課税の手順（概要）



※課税標準額 × 税率 = 税額 （税率…固定資産税 1.4%、都市計画税 0.2%）

（原則として、評価額が課税標準額となるが、税負担の調整措置や住宅用地の特例措置等が適用される場合は、課税標準額は評価額よりも低く算定される。）

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘

契約事務について

ア 分割発注について【合規性の視点】

同種の消耗品の購入において、2回に分けて契約されている事例が見受けられた。四日市市事務専決規程では10万円以上の物品の発注は調達契約課の専決事項となっている。安易な分割発注と思われるような契約は慎むこと。

（トナーカートリッジ購入）

イ システムの保守管理等に関する委託契約について【合規性の視点】

発注において、綿密な積算がなされていない事例が複数見受けられた。別業務にもかかわらず、原課契約の対象となる金額（委託業務は50万円未満）の上限に近いほぼ同一の設計金額となっており、また、直接費が一式で記載されており明細がなかった。システム

関連の業務委託契約は、その性質上、システム開発業者への単独随意契約になりやすく、税務事務に関する業務委託も例外ではない。そのため、そのシステムに関連した契約を同一業者と締結する際に、価格形成において委託先相手方の一方的な意思または双方のなれあいによって不当な金額で締結するようなことが起こらないよう、綿密な積算を行うとともに、明確で公平さが確保できるような発注を行うこと。

(家屋調査票管理システムサーバ更新作業委託、地籍図閲覧システムサーバ更新作業委託、固定資産情報管理システムサーバ入替に伴う作業)

意見

① 税額更正の原因について【効率性の視点】

土地家屋の所有権移転の把握漏れを複数職員による再確認の徹底などにより防止し、適正課税に努めている。しかし、税額更正の内容は、小規模家屋の取壊しや増築の調査漏れによるものが多く、また住宅用地の特例の認定誤りによる返還金が生じた事例もある。税額更正が生じる根本的な原因について研究すること。

② 予算の編成・執行について【合規性の視点】

当初予算に計上されていなかったA3サイズの地籍集成図の作成業務委託を契約差金による予算残額で追加発注している。業務で必要なものについては当初予算で確保して対応するよう極力努めること。

評価

職員の服務規律のチェックについて

当課では、職員の服務規律に関する独自のチェックリストを作って全課員に配付し、定期的に提出させ、服務規律への意識付けを行っており、よい取組みと評価する。

財政経営部 収納推進課

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
 - 対象部局 財政経営部収納推進課
 - 対象年度 令和元年度
 - 対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 四日市市役所 監査委員室
 - 監査期間 令和2年7月22日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

財政経営部収納推進課の主な業務内容及び職員数（令和2年5月1日現在）は、次のとおりである。

【収納推進課】

収納推進課 職員1人 管理係 職員6人 再任用1人 会計年度任用3人	(1) 市税の収納管理及び督促並びに課が行った税外債権の滞納整理に伴う収納管理に関する事。
	(2) 市税過誤納金の還付及び充当に関する事。
	(3) 県民税の払込みに関する事。
	(4) 納税思想の普及向上及び納税奨励に関する事。
	(5) 口座振替の推進に関する事。
	(6) 納付委託に関する事。
	(7) 課の庶務に関する事。
納税推進係 職員6人 会計年度任用10人	(1) 市税の徴収及び督促に関する事。
	(2) 分納誓約の履行管理に関する事。
	(3) 市税の滞納処分にに関する事。
	(4) 交付要求に関する事。
税外収納推進係	(1) 税外債権の徴収及び督促に関する事。
	(2) 税外債権の滞納処分にに関する事。

職員 4 人 会計年度任用 4 人	(3) 債権管理推進本部に関すること。
整備係	(1) 市税の徴収及び督促に関すること。
	(2) 市税の滞納処分に関すること。
	(3) 三重地方税管理回収機構との連絡に関すること。
職員 6 人 会計年度任用 2 人	

(職員 23 人、再任用職員 1 人、会計年度任用職員 19 人)

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 滞納処分が公平公正になされないリスク
- (4) 職員の生命身体の安全が確保されないリスク

2 3 E (経済性、有効性、効率性)・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、特に収入事務に係るリスクは高いものと評価した。事前調査の結果、概ね適正に事務処理がなされていた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか	許認可等の事務が適切に行われないリスク	4 / 4	
所属の主要な事務事業	主要な所掌事務として内部統制事務を行っているか	内部統制事務が適切に行われないリスク	4 / 4	

収入事務	地方税、分担金、使用料、手数料等を徴収する業務を行っているか	法令等に基づいた金額を徴収していないリスク 減免の制度又は運用が適切でないリスク 収入未済となるリスク 収入未済が適正に処理されないリスク	6 / 6	
収入事務	滞納債権があるか	滞納債権の適正な管理がされないリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	
支出事務	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
現金管理	現金の取扱いがあるか	現金の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク	4 / 4	
情報管理	個人情報を取扱っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 4	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク	4 / 4	○

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ・ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 時間外勤務時間数が年間360時間を超える職員が見受けられた。職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害しないような環境づくりが必要である。

意見

行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。

(3) 滞納処分が公平公正になされないリスク

- ・ 平成28年度に明らかになった滞納処分に係る不適正事案（特定の滞納者に対する差押え等を怠っていた事案）に関して講じた公平公正な滞納処分を実施するための再発防止策が、当課に組織的に継承されているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 公平公正な滞納処分を実施するため、係長級以上の職員でもって構成する課内会議において滞納債権額が100万円以上の滞納者に対する処理方針を検討することとしている。更なる滞納者に関する情報の共有化が必要である。

意見

平成28年度に明らかになった滞納処分に係る不適正事案（特定の滞納者に対する差押え等を怠っていた事案）について、原因がどこにあったか再確認し、対応困難案件に関するガイドラインの作成などにより全庁的に対応方法を共有化できるようにし、引き続き再発防止に努めること。

(4) 職員の生命身体の安全が確保されないリスク

- ・ 市民に納税義務の履行を求める業務の遂行において、市民との間で職員の生命身体の安全が脅かされるほどのトラブルとなる可能性があるのではないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 市民に納税義務の履行を求める業務を所掌している。業務の遂行において市民との間で職員の生命身体の安全が脅かされるほどのトラブルにならないようにする対策が必要である。

意見

全国的に職員に対する暴行事件が多発しており、当課が所掌している業務においてもそのリスクは大きいものと考えられる。職員の生命身体の安全を守るため、警察との連携やソフト面（危機管理対応スキル等）での教育などその対策を充実させること。

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘

① 滞納原因の把握について【有効性の視点】

滞納者のそれぞれの状況や情報を分析し滞納原因を的確に把握した上で、それらの情報を全滞納事案に係るデータとして集約管理し、もって滞納事案を類型化し類型ごとの進捗管理を行うなど効果的な滞納整理事務に役立てること。

② 訪宅による税の納付相談の実施について【住民福祉の向上の視点】

滞納者に対する税の納付相談は、市役所への来庁を促す方法により行っている。しかし、生活困窮により税を滞納している者には訪宅による納付相談を行うことにより、その者の

生活状況をより正確に把握でき、その者に合った対応が可能になるなど、滞納税の円滑な徴収に役立つケースもあると思われる。これまで以上に個々の事情に合わせた丁寧な対応となるよう、訪宅による納付相談の積極的な実施について検討すること。

③ 訪問徴収における公平性等について【有効性の視点】

職員が納税者を訪問して税を徴収する訪問徴収については、滞納整理の場合にのみ行うとの説明があったが、納期限内の徴収のものが数件あった。訪問徴収には、頻繁に訪問することにより生じるリスクや職員が多額の現金を取り扱うリスクが内在することを踏まえるとともに、法的根拠に依拠した上で、効率性や公平性を考慮した税徴収の方法を選択すること。

意見

税に対する高度で専門的な技術・知識の職員間における継承伝達について【有効性の視点】

当課は、債権管理に関する高度で専門的な技術・知識を要する業務を担っている。さわやかコールを担当している会計年度任用職員（フルタイム）も含むベテラン職員や三重地方税管理回収機構へ派遣された職員からの技術・知識を継承伝達する仕組み（研修、OJTなど）を強化すること。

評価

令和元年度の市税収納率は、現年度分が99.36%、滞納繰越分が36.19%であり、全体で98.40%という高い数字を達成した。これは前年度と同率で、過去最高を記録した昭和51年度の98.5%に次ぐ数値となるとともに県下14市の中でもトップであった。このような収納率を実現することができた当課の取組みについて高く評価する。

都市整備部 都市計画課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 都市計画部都市計画課

対象年度 令和元年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査等の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和2年8月20日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

都市整備部都市計画課（中間組織は所管する所属に含める）の主な業務内容及び職員数（令和2年4月1日現在）は、次のとおりである。

【都市計画課・公共交通推進室】

都市計画課 職員5人 総務・まちづくりグループ 職員5人 再任用1人 会計年度任用1人 計画グループ 職員5人 会計年度任用2人	(1) 土地利用計画に関する事
	(2) 交通計画に関する事
	(3) 住宅施策に関する事
	(4) 都市計画の決定及び変更に関する事
	(5) 広域基幹道路の事業の促進及び調整に関する事
	(6) 広域基幹道路整備基金に関する事
	(7) まちづくりの啓発及び支援に関する事
	(8) 都心居住の推進に関する事
	(9) 景観計画に関する事
	(10) 四日市市都市計画審議会に関する事
	(11) 四日市市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づくあっせん、調停に関する事及び四日市市建築紛争調停委員会に関する事
	(12) 公共交通推進室に関する事
	(13) 部の予算及び事務事業の調整に関する事
	(14) 部及び課の庶務に関する事
公共交通推進室	(1) 公共交通政策に関する事
	(2) 公共交通の利用促進に関する事

職員 5 人 会計年度任用 1 人	(3) 内部・八王子線の運営に関する事
	(4) 内部・八王子線基金に関する事
	(5) 主管工事の設計及び施行に関する事
	(6) 主管工事の監督及び竣工検査に関する事
	(7) その他公共交通の推進に関する事

(職員 20 名、再任用職員 1 人、会計年度任用職員 4 人)

第 3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 都市計画マスタープラン地区別構想の具現化について
- (3) 各種調査の実施について
- (4) 高齢化によるまちづくりの担い手不足について
- (5) 各種計画の整合性（住生活の見直し）について
- (6) 事務分掌の不明確さからのリスクについて
- (7) 職員配置のリスク
- (8) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

2 3E（経済性、有効性、効率性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点等から設定した。

第 4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査では、事業実施、支出事務（委託料、負担金・補助金）、契約事務（委託多い）、基金所管（広域基幹道路整備基金、内部・八王子線基金）、時間外勤務等の項目で点数が高く、全体的にリスクは高い。実査では、契約事務等について不適切な手続きが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が 4 点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	効果の少ない事業が実施されるリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行	不適切な金額での支出、支払	6 / 6	

	を行っているか	遅延など支出が適正に行われないリスク		
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	○
財産管理	建物やインフラを所管しているか	保全不良のリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	
基金	基金を所管しているか	設置目的に合致した活用がなされないリスク 適切な運用又は運用益の処理がなされないリスク	4 / 4	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	
	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク	4 / 4	○

(2) 都市計画マスタープラン地区別構想の具現化について

- 都市計画マスタープランに基づき、各地区で計画を策定しているが、構想の内容の具現化の事業を担う所属との密な連携がとられているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 地域・地区別構想については、その前段階であるまちづくり構想策定において、歴史や文化資産・自然環境の保存など、当該担当部局と情報共有を図っており、地域・地区別構想の策定段階では都市整備部内で調整がなされているとのことであるが、整備時期まで時間を要しているため、社会や地域状況の変化に追従できていない可能性がある。引き続き、当課が核となり、地域・地区別構想の具現化に向け、管轄部局・所属と十分に連携を図る必要がある。

(3) 各種調査の実施について

- ① 広範囲の都市機能にかかわる分野を所掌しており、各種調査を実施しているが、所掌している分野について、それぞれの施策の方向性がそろっていなかったり、矛盾を生じていることはないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 都市計画における基本的な考え方について、平成14年頃に市街地拡大型の都市計画からコンパクトシティへ舵を切り直して以来、一貫してコンパクトシティの取組みを進

めており、方向性について、現在のところ矛盾は生じていないが、市内各所で人口減少による空き家問題などが同時発生しており、また、ポスト・コロナ社会を見据えた考え方への対応など、新たな方向性も必要なのではないかと。

意見

ア ポスト・コロナ社会における都市計画について

コロナ禍において、一極集中から地方への流れがある中で、生活様式が変わってきている。都市計画を策定する課として、そのような動向に常に注目していくこと。

イ コンパクトシティについて

市の都市計画の方針として、コンパクトシティの考え方は財政的にも賛成するが、今までの都市整備の中心は中心市街地に偏っているように感じられる。今後、人口減少がさらに進んでいく中、市として地域的にバランスの取れた整備を考えていくこと。

② 事業実施段階で事業担当課に移管されるものもあり、計画内容について、十分な引継ぎがなされないことはないかと。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○ 都市計画課で基本構想を策定した「近鉄四日市駅周辺等整備事業」を市街地整備・公園課で実施することとなり、担当した都市計画課職員を市街地整備・公園課へ異動させるとともに、新たに職員を兼務させるなど、連携を図っているが、基本構想を策定した計画策定課として、引き続き当事業の円滑な事業進捗のための協力体制を維持していくことが必要である。

意見

近鉄四日市駅周辺等整備事業について

ア 今後、市街地整備・公園課にて基本設計・実施設計と進められていくが、基本構想を策定した都市計画課が適切に調整を行うとともに、職員配置については、経験者だけでなく若年層の若い感性も生かせる配置となるよう、都市整備部として人事当局に要求していくこと。

イ 人口減少社会であり、過剰投資にならないよう、時代の要請に応じた整備を行うこと。

(4) 高齢化によるまちづくりの担い手不足について

・ これまで定年退職後の第2の人生として、まちづくり協議会や市民緑地の担い手となるケースが多かったが、退職年齢の高齢化に伴い、担い手の確保が難しくなるのではないかと。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

× 構成員の充実のため、市民団体は、自治会や地元企業に声をかけており、市としては、市民活動情報ポータルサイト「ツナガル四日市」活用の案内を行っているが、市民緑地制度においては、管理する団体のメンバーの高齢化により廃止となった事例が生じている。

(5) 各種計画の整合性（住生活の見直し）について

- ・ 令和2年3月「四日市市立地適正化計画」を策定し、居住誘導区域を定め、区域外の住宅開発等を届出制にするなど、メリハリをつけた居住誘導となっている。一方で、近年の居住スタイルの多様化に対応し、市内での住み替えが進むよう、「四日市市住生活基本計画」の見直し・改定を行っているが、政策の整合性はとれているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 「四日市市立地適正化計画」については、これまでのコンパクトシティに公共交通のネットワークという新たな概念をプラスしたものであり、新総合計画にも反映させている。一方、「四日市市住生活基本計画」については、昨年度の見直しで、新総合計画や「四日市市立地適正化計画」との整合を図ったとのことである。今後も、新たな環境変化に対応しながら、計画の整合性について留意していく必要がある。

(6) 事務分掌の不明確さからのリスクについて

- ・ 中心市街地での再開発は、核店舗を伴う商業開発から、住宅・オフィス系の再開発が主流となる中で、都市居住の受け皿として都市再開発は有効な手段となっている。都市計画課は、都市居住を所掌、市街地整備・公園課は都市再開発を所掌している。民間の都市再開発事業の初動時の対応やインセンティブの付与などは、どちらの所掌なのか分かりづらい。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- △ 市が再開発等を行う場合の初動時の対応は市街地整備・公園課、民間が行う場合の初動時の対応は、都市計画課が行うこととしているが、市民・事業者の目線から、所掌が分かりづらいことが想定される。

(7) 職員配置のリスク

- ・ 技師が中心の職員配置の中で、正職員の庶務担当者は主事補1人（総務・まちづくり支援グループ）であり、庶務事務における担当者の負担が大きいのではないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 現在、グループ制を活かして、総務・まちづくり支援グループの事務職員と計画グループの職員が連携しながら、庶務事務を行っているが、今後も引き続き、人事配置の要求をしていく必要がある。

(8) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ・ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 時間外勤務時間数が年間360時間を超える職員が見受けられた。職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害しないような環境づくりが必要である。

意見

行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘

① 執行のない補助金について【有効性の視点】

生垣設置助成金など何年も執行がない補助金制度があるが、時代やニーズに合っているかを考え、不要なものはやめ、改善の必要があるものは改善すること。

② 効果的な予算の執行について【有効性の視点】

住み替え支援や空き家リノベーションのための住宅施策推進事業、移住促進空き家リノベーション事業補助金において約640万円の不用額（執行率40.9%）が出ている。市民が利用しやすいような補助制度の内容の見直しを行うことにより、効果のある事業となるよう取り組むこと。

意見

① 近鉄四日市駅周辺等整備について【有効性の視点】

現在は、夜の飲食関連店が中心となっているが、沿線からの集客を見込めるような仕組みを作って、近鉄四日市駅のにぎわいを取り戻し、若い人も行ってみたいと思うような街づくりに努めること。

② あすなろう鉄道の物品の管理等について【効率性の視点】

あすなろう鉄道のPRとして、関連グッズ等の販売を行っているが、車内のつり手など車両部品等の保有物品について、できる限り売れるものは販売し、収益につなげること。

③ 花と緑いっぱい事業について【経済性の視点】

補助申請の際に、樹木選定に当たっては、今後の成長を見込んだ上で考えないと、車道にはみ出したりして管理や景観上の障害となることも説明すること。なお、花や緑は心を癒してくれる効果があると思うので、市民と協働し、この事業を継続していくこと。

〔令和2年度から市街地整備・公園課に移管〕

④ 預金の管理について【法規性の視点】

他団体の「北勢バイパス建設促進期成同盟会」用の預金通帳を2通保管している。事故の起こらないよう、注意深く管理すること。

⑤ 女性技師の人材育成について【有効性の視点】

都市整備部内で、勤続年数の短い女性技師が多く勤務し、意欲的に職務に取り組んでいるが、まだ管理職はいない。今後、管理職への人材登用も見据えた育成を行うとともに、現場でのセクシュアルハラスメントの防止や体調面のフォローアップを行うこと。

⑥ 公共交通の利用促進について【効率性の視点】

郊外の大型ショッピングセンターの敷地内にバスの待合所を整備し、自主運行バス1路線の経路を見直し、同待合所への乗り入れを開始した結果、利用者が一時的に増加したとのことであるが、その効果について今後冷静に見極め、今後の施策へ反映させること。

⑦ デマンド交通の社会実験について【効率性の視点】

3年間で10地区において社会実験を実施し、実験結果を分析、検証し、本格導入に向けて検討を進めており、本格導入に当たり、アプリ導入をタクシー業者と調整しているとのことであるが、成果を上げている同格自治体の事例も研究し、よりよい仕組みとすること。

⑧ 都市計画審議会について【経済性の視点】

条例により、市議会議員、学識経験者、市民の人数の上限がそれぞれ規定されているが、その人数の根拠が不明瞭である。適正な委員数について検討するとともに、審議会がより有意義になるよう努めること。

都市整備部 建築指導課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 都市整備部建築指導課

対象年度 令和元年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査等の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和2年8月20日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

都市整備部建築指導課の主な業務内容及び職員数（令和2年4月1日現在）は、次のとおりである。

【建築指導課】

建築指導課 職員1人 建築調整係 職員4人 (内1人育休) 会計年度任用3人	(1) 建築基準法に基づく指定確認検査機関との調整に関すること
	(2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく分別解体等に係る届出に関すること
	(3) 四日市市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づく届出に関すること
	(4) 生産緑地法に基づく届出
	(5) 都市計画法第58条の2に基づく届出に関すること
	(5) 四日市市建築審査会、四日市市旅館建築審査会に関すること
	(6) 四日市市がけ地近接等危険住宅移転補助金交付要綱に基づく事務に関すること
(7) 課の庶務に関すること	
建築安全係 職員5人 会計年度任用3人	(1) 既存建築物の維持管理・防災・耐震改修の促進に関すること
	(2) 木造住宅の耐震改修の促進に関すること
	(3) 建築基準法に基づく建築行為等の監視・指導に関すること
許可認定係	(1) 建築基準法に基づく許可・認定・指定に関すること
	(2) 建築協定の認可に関すること
	(3) 都市計画施設等の区域内における建築の許可に関すること

職員 6 人	(4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定に関すること (5) 耐震改修・耐震改修計画の認定に関すること
建築確認係 職員 7 人 会計年度任用 1 人	(1) 建築基準法に基づく確認・検査に関すること
	(2) 四日市市建築物における駐車施設の附置等に関する条例に基づく審査に関すること
	(3) 建築専門相談に関すること
	(4) 建築基準法に基づく指定確認検査機関からの確認・検査の報告書の審査に関すること
	(5) 特定建築物等の定期報告
	(6) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく届出等に関すること
	(7) 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づく建築物の協議等に関すること
	(8) 高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく建築物の審査等に関すること
	(9) 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく建築物の審査等に関すること
	(10) その他建築主事の業務に関すること

(職員 2 3 人、会計年度任用 7 人)

第 3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 空き家の適正な管理がなされないリスク
- (3) 職員配置のリスク (人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ)
- (4) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

2 3 E (経済性、有効性、効率性) 等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点から設定した。

第 4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査では許認可に関するリスク以外はリスクの低い所属であったが、一部不適切な事務が見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	効果の少ない事業が実施されるリスク	4/4	
	許認可、不利益処分に係る業務を行っているか	許認可等の業務が適切に行われないリスク	4/4	
収入事務	地方税、分担金、使用料、手数料等を徴収する業務を行っているか	法令等に基づいた金額を徴収していないリスク 減免の制度又は運用が適切でないリスク 収入未済となるリスク 収入未済が適正に処理されないリスク	4/4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	3/6	○
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4/4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク	4/4	○

(2) 空き家の適正な管理がなされないリスク

- ・ 危険家屋への緊急安全対策の早急な対応ができていないか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

△ 危険家屋への緊急安全対策については、関連部署と連携を取りながら所有者に連絡をし、対応している。所有者が判明しない場合や相続放棄により管理者不在の空き家については、早急に対応策を検討する必要がある。

意見

危険家屋緊急安全対策工事について

所有名義人が対応できない危険家屋の緊急安全対策として、ネットで覆いかぶせるといふ安全措置を行ったが、事故につながらないようにすること。

(3) 職員配置のリスク (人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ)

① 所属の勤続年数について

- ・ 若手職員のスキルが不十分なままで異動するリスクはないか。
- ・ ベテラン職員の負担が大きくなっているリスクはないか。

(令和2年度における当所属の勤続年数の状況)

勤続年数	勤続3年未満	3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上	対象職員合計
人	11	7	2	3	23

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- 所属の勤続年数について、3年未満の職員が47.8%を占めている。令和元年度は対象職員22人中14人(63.6%)が勤続3年未満であった。勤続年数の短い職員の割合が多くなっており、職員のスキル不足による事務処理誤りの発生の危険性が高まり、ワーク・ライフ・バランスの確保も難しくなることが想定されるが、職員が多くの業務を経験するように取り組んでいる。

意見

職員の育成について

当課における職員の勤続年数は、通算にするとバランスの取れた年数の職員配置となっている。重層な体制のため、ベテラン職員が異動する前に育成マニュアルや伝授マニュアルを作成するなどして、職員の育成に取り組むこと。

評価

係体制について

係では様々な業務がある中で専属担当にはせず、基本的には全員で経験していくことによりベテラン職員への業務の集中や事務引継ぎでの問題が生じていないという体制はよい取組みであるため評価したい。

(4) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

(時間外勤務360時間超職員数)

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
360時間超人数 ／対象職員数	11/18	13/19	11/24
360時間超人数 ／建築確認職員数	4/7	4/7	2/7
市受付件数 確認	122	126	92

市受付件数 完了検査	84	116	68
件数計	206	242	160

建築確認・完了検査申請件数（建築物・工作物・設備含む）

		市受付	民間受付	計
四日市市	確認	92	1,654	1,746
	完了検査	68	1,674	1,742
津市	確認	63	1,078	1,141
	完了検査	29	1,130	1,159
鈴鹿市	確認	39	976	1,015
	完了検査	47	954	1,001
桑名市	確認	31	619	650
	完了検査	46	653	699

建築確認職員数

	正規職員	再任用・嘱託職員	臨時職員	計
四日市市	7		1	8
津市	6（うち1人育休）			5
鈴鹿市	4	2		6
桑名市	4		1	5

正規職員1人あたりの建築確認の処理件数

四日市市	13.1
津市	12.6
鈴鹿市	9.8
桑名市	7.8

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

× 令和元年度における時間外勤務360時間超の職員が占める割合は24人中11人であり、配属された3、4年目までの職員に時間外勤務が多い。職員のワーク・ライフ・バランスを充実するための環境づくりや時間外勤務の縮減を図るための取組みが必要である。

意見

行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の

再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

① 建築確認申請について【有効性の視点】

指定確認検査機関が行っている建築確認申請の審査が市の審査内容との齟齬が生じないように意見交換会を開催したり、三重県統一基準をホームページに掲載することで共通認識を持っている。情報共有に遺漏のないように建築確認係が指定確認検査機関を指揮監督すること。

② 女性の活躍、登用について【有効性の視点】

ア 女性技師が採用されているが、現場でのセクシュアルハラスメントの防止や体調面のフォローアップをし、能力を十分発揮することができる環境を整えること。

イ 都市整備部から女性技師のロールモデルとなる管理職の養成に取り組むこと。

③ 空き家マップについて【有効性の視点】

自治会等で作成した空き家マップを現地確認で活用しているとのことである。空き家マップを活用することは地域にとってやりがいを感じられるため、引き続き連携を取ること。

④ 耐震診断の整備について【有効性の視点】

耐震診断を受けるものの経済的な事情や年齢等から補強工事や除却には進みにくい状況である。診断書の交付後、補強や除却の予定があるかアンケートを行っているが、引き続き安全対策の必要性を説きながらアプローチをすること。

都市整備部 開発審査課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 都市整備部開発審査課

対象年度 令和元年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査等の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和2年8月19日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

都市整備部開発審査課の主な業務内容及び職員数（令和2年4月1日現在）は、次のとおりである。

【開発審査課】

開発審査課 職員8人 会計年度任用1人	(1) 都市計画法に基づく開発行為等の許可処分に関する事
	事。
	(2) 宅地開発における公共、公益的施設の帰属及び維持管理に
	関する協定書の締結に関する事
	事。
	(3) 開発登録簿の調製及び保管に関する事
	事。
	(4) 四日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例(平成
27年四日市市条例第21号)に基づく許可に関する事	
事。	
(5) 土地譲渡益重課制度等に係る優良宅地及び優良住宅の認定に	
関する事	
事。	
(6) 都市計画法に基づく開発行為等の監視及び是正に関する事	
事。	
(7) 四日市市開発審査会に関する事	
事。	
(8) 課の庶務に関する事	
事。	

(職員8名、再任用職員0名、会計年度任用職員1名)

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員配置のリスク
- (3) 許認可のリスク
- (4) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

2 3 E（経済性、有効性、効率性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

当課の主要な業務は、土地の開発行為の許可処分に関する業務であり、その点についてはリスク評価調査においてリスクが高いが、総合的にはリスクの低い所属であった。しかし実査では、財務会計事務、文書事務などの事務一般について、書類の量が多くないにもかかわらず、事務処理上の誤りが散見された。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか	許認可等の事務が適切に行われないリスク	4/4	
収入事務	地方税、分担金、使用料、手数料等を徴収する業務を行っているか	法令等に基づいた金額を徴収していないリスク 減免の制度又は運用が適切でないリスク 収入未済となるリスク 収入未済が適正に処理されないリスク	4/6	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	1/6	○
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	1/4	○
現金管理	現金の取扱いがあるか	現金の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク	2/4	○
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承され	4/4	

		ず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク		
	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク	4/4	○

(2) 職員配置のリスク

- ・ 事務職員一人に庶務等の事務仕事を任せきっていないか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- × 事務処理上の誤りが散見されるリスクが発現している。事務職員は一人しか配属されていないため、その一人に庶務等の事務仕事を任せきることのないよう、上司のチェックが行き届くようにすることが必要である。

指 摘

事務処理の基本的な部分で誤りが見受けられた。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を周知し、上司によるチェックの徹底を図って誤りのないようにすること。

(3) 許認可のリスク

- ・ 開発許可処分についての知識や実務の技術が継承されず、相談事務等において誤った説明が行われることはないか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- △ 開発許可処分に関する業務は、専門性が高く、幅広い知識が必要であるため、相談事務等において誤った説明を行うリスクが想定されるので、その知識や実務の技術が新たに配属された職員にも継承されていく必要がある。

意 見

- ① 現に存在する違法建築物に対する対応について、市民から見て不公平感が生じないように、市としてのスタンス、どのように指導及び公表等の措置を行っているか、明確に説明できるようにしておくこと。
- ② 開発許可処分についての事前相談等での申請者への説明を疑義の生じない説得力のあるものにするためにも、在籍年数の長い職員がいる間に、知識の継承に尽力し、職員の知識、コミュニケーション能力を向上させる指導・育成を体系的に行っていくこと。

(4) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ・ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

× 時間外対象者7人中4人が年間360時間以上の時間外勤務をしており、かつ職員の間で時間外勤務の偏りが見られる。職員の負担は大きく、業務にも影響を及ぼすことが想定される。そのための策として、事前協議会の担当者は、年度ごとに数人割り当てられており、その担当者は時間外勤務が多くなりがちであるため、本申請の対応はその分少なめにするといったようなかたちで、業務分担の割り振りを考えられたりはしているが、今後も、職員間の偏りを減らすような改善策を検討する必要がある。

意見

- ① 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。
- ② 時間外勤務が前年度より増加している職員が多いので、その理由や現状の詳細をよく調査すること。

2 3 E（経済性、有効性、効率性）からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘

大規模盛土造成地調査業務について【有効性の視点】

国の方針が未定である部分については早急に方針を定めるよう、他の地方公共団体と協力して国に働きかけを行うとともに、特にリスクの高い箇所については市も率先して対応する等、速やかに市民の安心安全を確保できる方法を検討すること。

都市整備部 道路建設課・道路維持課

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
 - 監査対象部局 都市整備部 道路建設課、道路維持課
 - 対象年度 令和元年度
 - 監査対象事項 財務事務等
- 3 監査等の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 四日市市役所 監査委員室
 - 監査期間 令和2年8月19日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

都市整備部道路建設課・道路維持課の主な業務内容及び職員数（令和2年4月1日現在）は、次のとおりである。

【道路建設課】

道路建設課 職員1人	(1) 道路、橋梁の長寿命化対策に関すること。
予防保全係 職員7人	(2) 工事の監督及び竣工検査に関すること。
計画・建設係 職員10人	(1) 道路の計画に関すること。
会計年度任用2人	(2) 道路の建設に関すること。
	(3) 工事の監督及び竣工検査に関すること。
	(4) 課の庶務に関すること。

（職員18人、会計年度任用職員2人）

【道路維持課】

道路維持課 職員1人	(1) 道路、橋梁及び道路照明灯の維持修繕並びに交通安全施設に関すること。
維持第1係	(2) 土木要望に関すること。
	(3) 工事の監督及び竣工検査に関すること。

職員 8 人	(4) 道路パトロールに関する事。
会計年度任用 1 3 人	(5) 課の庶務に関する事。
維持第 2 係	(1) 道路、橋梁及び道路照明灯の維持修繕並びに交通安全施設に関する事。
	(2) 土木要望に関する事。
	(3) 工事の監督及び竣工検査に関する事。
職員 6 人	(4) 道路パトロールに関する事。

(職員 1 5 人、会計年度任用職員 1 3 人)

第 3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員配置のリスク (人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ)
- (3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (4) 機構改革によるリスク

2 3 E (経済性、有効性、効率性)、合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点等から設定した。

第 4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

当課の主要な業務は、道路、橋梁に関する工事や委託に伴う契約事務、交付金や契約に基づく支出などの財務会計事務を執行している。その点については、リスク評価調査のとおり、これらの事務一般に内在するリスクは高いものと評価した。また、支出事務については、多数支払遅延が見受けられ、不適切な事務処理がなされていた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が 4 点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

【道路建設課・道路維持課】

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事	事業を行っているか	効果の少ない事業が実施されるリ	4 / 4	

務事業		リスク		
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	○
契約事務	事業者と工事請負などの契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	6 / 6	
	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
	プロポーザルにより契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	
財産管理	建物やインフラを所管しているか	保全不良のリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク	4 / 4	○

(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）

- ・ 庶務担当職員が少ないため、所属においての業務チェックが行き届かず、また、必要なスキルが継承されないのではないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 当課は令和2年度より道路建設課と道路維持課に分かれており、両課とも支出事務や文書管理の対象となる職員数が多く、新規採用職員も多いのに対して、庶務担当者は1人である。マニュアルの周知やチェック体制が機能しておらず、支出事務で支払遅延などが発現している。

意見

- ① 令和元年度は、道路整備課として1つの課であったが、庶務担当は2人であり、そのうち1人は新規採用職員であった。また、職員数も多く、当課配属の新規採用職員も多くなっている。

当課の内部事務管理と内部牽制体制の構築状況において、「会計事務の手引き」「審査事務マニュアル」「文書事務の手引き」を課員に周知し、担当を含む、係長、管理職のチェックを行っているとしているが、支出事務で支払遅延や文書管理で不適切な事務処理が見受けられた。庶務担当の人数が不足していること、課員の認識不足やチェック体制が適切に行われていないので改善を図ること。

道路建設課	正規職員 (人)	当所属配属 新採(人)	道路維持課	正規職員 (人)	当所属配属 新採(人)
課長等	1		課長等	1	
予防保全係	7	3	維持第1係	8	2
計画・建設 係	10	5	維持第2係	6	2
合計	18	8	合計	15	4

※当所属配属新採とは、正規職員のうち、新規採用で当所属に配属され異動していない職員である。

② 指示書などの取扱いについて

指示書（打合簿）などの書類への記載がわかりづらいので、新人の技師でも必要事項を正確に記述できるようマニュアル等の周知や研修を行うこと。

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ・ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 道路建設課、道路維持課において、幹線道路の整備や通学路をはじめとした交通安全対策、道路施設の更新、土木要望など、業務の増加に伴い予算も増加しているが、十分な増員がされておらず、平成30年度以降は生活に身近な道路整備事業費などの繰越額が増加するなど、業務がこなせなくなっている。職員のワーク・ライフ・バランスを充実するための環境づくりや時間外勤務の縮減を図ると共に、職員数と業務量のアンバランスを解消する必要がある。

指 摘

業務の増加に伴い予算も増加しているが、職員数は業務に見合った人員が配置されておらず、また、委託業務の発注方法の見直し等、事務の効率化を図っているものの、現在の職員では対応が困難な業務量となっているので、業務内容の見直しや職員の確保について検討すること。

意 見

- ① 職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。

依然として厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(*)を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。

* 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

② メンタルヘルス研修の取入れについて

当課には、メンタルに課題を抱えた職員がいる。職員が復帰するためのフォローアップは管理職の仕事であるので、適切な対応を行うこと。

また、メンタルヘルスやアンガーマネジメント等の研修を行うなど、職員を守る視点を持つこと。

(4) 機構改革によるリスク

- ・ 道路建設課と道路維持課に分割されたことにより、道路建設課予防保全系の業務と道路維持課の業務で、道路、橋梁の維持修繕の業務分担において混乱が生じていないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 道路建設課予防保全系の事務分掌には、「道路、橋梁の長寿命化対策に関すること」とあるが、長寿命化対策に係る修繕と日常的な維持修繕の所管が不明確になることが想定される。

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘

① 内部事務管理について【合規性の視点】

事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなどの内部統制の体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

② 支出事務の適正について【合規性の視点】

需用費の支出における支払遅延が散見されたことについて、民間企業ではお金の支払いは信用の表れととらえるので、ルーズにならないよう守るべきことは守って、行政の仕事として信用されるよう努力すること。

また、マニュアルやチェック体制をもう一度見直し、小さなミスが起こらないよう配慮すること。

意 見

① ICTの活用について【効率性の視点】

道路パトロールについて、パトロール車にアプリを入れたスマホを搭載し、道路を走った際の振動から、道路の傷み具合を分別する手法を取入れており、職員の目視によるデータとの整合性を確認し、パトロールした道路や日時の情報をデータとして収集し、そのデータを基に道路修繕の計画を検討していることは評価できる。

一方、消防本部や危機管理室では、火災や風水害が発生した時の写真や動画をアプリに

投稿すると地図上に表示され、災害現場の情報を速やかに把握し、避難や人命救助に生かす狙いで「消防・防災情報収集システム」を運用している。しかし、当課においては、システム情報の共有や連携はされておらず、災害時の迅速な対応を行うために連携を検討していく必要がある。

② 前年度繰越事業について【有効性の視点】

前年度からの繰越事業として、道路新設改良費、橋梁新設改良費、交通安全施設整備費を令和元年度に繰越している。繰越となった理由も、地権者との交渉に時間を要したことが主な要因であり、繰越事業費を少しでも減らせるよう事前の地元調整を充分に行うこと。

③ 業務内容の周知方法について【住民福祉向上の視点】

課が分割されたこともあり、道路建設課、道路維持課、道路管理課と市民から見て相談窓口が分かりづらくなっている。市役所の組織は分かりづらいので、ホームページも含めて、わかりやすい言葉で業務内容が市民に伝わるよう工夫すること。

④ 地区担当の引継ぎについて【有効性の視点】

地区担当は、地元自治会や自主選定組織と密にコミュニケーションを取りながら様々な事業を進めていく非常に重要な役割である。人事異動等で地区担当職員が交代する時の引継ぎに、地域の特性や注意点などが共有できるツールを検討すること。

⑤ 業務量の軽減について【経済性の視点】

職員の業務量の軽減を図るため、工事の集約化や発注規模の大規模化による発注件数の削減・外部委託の積極的な活用に取り組むなど効率的な業務執行に努めている。引続き、先進市の事例も参考に取り入れながら、業務量の軽減に努めること。

⑥ 生桑町道路補修用資材置き場の整備について【有効性の視点】

生桑町道路補修用資材置き場にある事務所の建物について、パソコン用のインターネット環境が整備されていないことや、建物の耐震チェックが行われていないなどの状況がある。環境面などの施設整備を検討すること。

また、当敷地内には、撤去したカーブミラーやガードレール等の産業廃棄物が山積みになっているので、早急に処分すること。

評価

① 地域維持型による業務委託について

平成30年度までは5工種（道路修繕、舗装補修、交通安全施設整、路面標示、雪氷対策）について、それぞれで発注を行っていたが、令和元年度に5工種を1業務に集約している。それにより、発注本数が減り、業務量が削減され、職員の負担軽減を図ったことは評価できる。

② 道路照明灯のLED化について

市道の道路照明灯を一斉にLED化するためLEDを取扱うリース会社と10年間の賃貸借契約をし、併せて維持管理を直営から委託化したことで、照明灯のランプや自動点滅器の交換などの業務を削減し、職員の負担軽減を図ったことは評価できる。

都市整備部 市街地整備・公園課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 市街地整備・公園課

対象年度 令和元年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査等の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和2年8月18日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

市街地整備・公園課（中間組織は所管する所属に含める）の主な業務内容及び職員数（令和2年4月1日現在）は、次のとおりである。

【市街地整備・公園課】

市街地整備・公園課 職員2人 都市開発係	(1) 末永・本郷土地区画整理事業に関する事
	(2) 土地区画整理事業の企画、調査、啓発等に関する事
	(3) 土地区画整理事業の計画決定及び許可申請に関する事
	(4) 工事の設計及び施行に関する事
	(5) 主管工事の監督及び竣工検査に関する事
	(6) 土地区画整理事業の許認可に関する事
	(7) 土地区画整理事業の指導、監督、助成等に関する事
	(8) 土地区画整理事業に係る建築行為等の制限に関する事
	(9) 東橋北住環境整備基金に関する事
	(10) その他土地区画整理事業に関する事
	(11) 近鉄名古屋線川原町駅付近連続立体交差事業に関する事
	(12) 都市再開発等事業に関する事
	(13) 課の庶務に関する事
職員3人 再任用1人 会計年度任用1人 整備係	(1) 地区計画の計画及び啓発並びに地区計画区域内の道路整備に関する事
	(2) 道路後退用地整備に関する事
	(3) 沿道環境整備事業の防音工事助成に関する事
	(4) 工事の設計及び施行に関する事

職員 5 人	(5) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること
公園・緑政係	(1) 公園緑地の整備及び維持に関すること
	(2) 公園の台帳の整備、占用許可、使用許可及び使用料の徴収その他公園の管理に関すること
	(3) 街路樹に関すること
	(4) 公園愛護活動等に関すること
	(5) 公園緑地事業の計画決定手続及び認可申請に関すること
	(6) 準公園の設計指導に関すること
	(7) 工事の設計及び施工に関すること
	(8) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること
	(9) 緑化施策に関すること
	(10) 緑化基金に関すること
職員 7 人 会計年度任用 1 人	(11) 四日市市緑化推進委員会に関すること

(職員 17 名、再任用職員 1 名、会計年度任用職員 2 人)

第 3 監査の着眼点

- 1 想定されるリスクからの着眼点
事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。
 - (1) リスク評価チェックリストの検証
 - (2) 都市再開発事業のリスク
 - (3) 多分野にわたる事務分掌によるリスク
 - (4) まちづくりの担い手の高齢化によるリスク
 - (5) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- 2 3E（経済性、有効性、効率性）・合規性等の視点からの着眼点
事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点等から設定した。

第 4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査ではリスクの高い所属であり、実査でも共通事務について事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が 4 点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	効果の少ない事業が実施されるリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	○
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
契約事務	事業者と工事請負などの契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	6 / 6	
	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
	プロポーザルにより契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	
財産管理	建物やインフラを所管しているか	保全不良のリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	
	土地又は建物の貸付けを行っているか	多額の損失発生リスク 不適正な貸付料となっているリスク 資産が不適正又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
基金	基金を所管しているか	設置目的に合致した活用がなされないリスク 適切な運用又は運用益の処理がなされないリスク	4 / 4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク	4 / 4	○

(2) 都市再開発事業のリスク

- ・ 職員の経験不足により、円滑な事業展開が難しいのではないかと。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 今年度から近鉄四日市駅周辺等整備事業を行うこととなり、基本構想は都市計画課により策定されているが、今後、当課にて基本設計・実施設計と進められていく。都市計画課の計画策定段階から当業務に携わっていた職員を兼務とし、都市整備部内の連携を図っているが、このような都市再開発には様々な分野の知見が求められるので、情報収集に努めるとともに、庁内から幅広く、市民の関心が高い事業への参加意欲のある職員を募り、円滑に事業が進捗することが望まれる。

意見

近鉄四日市駅周辺等整備について

市民の期待が集まる大きなプロジェクトであり、中心市街地に人を呼び込めるような施設整備を行うこと。

(3) 多分野にわたる事務分掌によるリスク

- ・ 業務が多分野にわたっており、効果的、効率的に行われないのではないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 都市再開発、道路後退用地整備、公園緑地の整備・管理、緑化政策という関連性の薄い異種の業務が同一の課の業務となっており、さらに、国体推進課との兼務職員がいる。業務が効果的、効率的に行われるような業務管理が必要とされる。

(4) まちづくりの担い手の高齢化によるリスク

- ・ ボランティア団体の高齢化による担い手不足となっていないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 公園愛護会や「花と緑いっぱい事業」の担い手であるボランティア団体が、高齢化に伴い減少している傾向が見受けられる。次世代の担い手の育成、確保のための有効な方策について、検討する必要がある。

意見

他市町村の事例も研究し、担い手を確保するため、愛護会の活動を十分に支援すること。

(5) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ・ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 時間外勤務時間数が年間360時間を超える職員が見受けられた。職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害しないような環境づくりが必要である。

意見

行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 意見

① 中央緑地内の公園施設の整備について【有効性の視点】

P a r k - P F I制度を活用した中央緑地内の公園施設について、スポーツ・国体推進部や他部局と連携し、適切に整備・管理を行うこと。

② 普通財産の有効活用について【効率性の視点】

普通財産として土地を複数保有しており、有料で貸し付けているものもあるが、面積が小さく借り手のいない土地もある。草刈り等の管理費用も生じているため、将来に向け、有効活用を検討していくこと。

③ 土地の貸付料について【有効性の視点】

駐車場として貸し付けている土地の貸付料の料金設定について、近隣の民間駐車場の経営を圧迫しないよう、実例価格を基準に算定しているとのことであるが、価格設定の根拠について、市民に説明責任を果たせるよう、文書で残しておくこと。

④ 公園の樹木剪定について【有効性の視点】

委託業者に対し、ただ剪定するというのではなく、景観も意識した剪定が行われるよう、指導を行うこと。

⑤ 樹木管理業務委託について【法規性の視点】

同種ではあるが内容の異なる業務委託にもかかわらず、原課契約の対象となる金額の上限に近い金額で、同一設計金額となっていた（契約金額も同じ）。契約手続の適正性に疑念を持たれることのないよう、綿密な積算を行うこと。

（霞ヶ浦緑地樹木管理業務委託、泊山公園樹木管理業務委託、管理国有地樹木管理業務委託）

⑥ 県公共事業負担金について【法規性の視点】

北勢中央公園建設について、協定書により、次のとおり負担割合が決められている。

国：5/10 県：4/10 市：1/10（うち、四日市市 63%、いなべ市 37%）

しかし、県からの請求に応じ支払いをしているが、上記負担割合に応じた負担金の内容になっているか確認は行っていない。負担金額の適正性を確認するため、県の支出関係書類を確認すること。

評価

都市公園の再編事業について【経済性の視点・住民福祉の向上の視点】

都市公園の「か所数」及び「市民1人当たりの面積」について、中核市の平均値と比べると、当市は、小規模な公園が多く、維持管理面での効率が悪いことが推測される。当課では、令和2年度から都市公園再編事業を開始し、小さく利用しにくい公園を利用しやすい公園に作り替えていく方針を取っており、維持管理の面、また市民の利用面からも、当事業を評価する。

※ 公園数等の比較（中核市）について

	都市公園数 (か所)	市民1人当たり 面積 (㎡)
四日市市	497	10.2
中核市平均	409	10.6

※四日市市は、令和元年3月31日現在（人口は令和2年4月1日現在）

中核市平均は、平成30年4月1日現在。都市要覧（中核市市長会作成）による。

都市整備部 河川排水課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

対象部局 都市整備部

対象年度 令和元年度

対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和2年8月18日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

都市整備部河川排水課の主な業務内容及び職員数（令和2年4月1日現在）は、次のとおりである。

【河川排水課】

河川排水課 職員1人 管理係 職員6人 会計年度任用1人	(1) 河川の認定、変更及び廃止並びに台帳の管理に関する事。
	(2) 河川及び水路の占用許可及び占用料の徴収並びに加工の承認その他河川及び水路の管理に関する事。
	(3) 調整池の維持管理に関する事。
	(4) 樋門等の管理に関する事。
	(5) 急傾斜地崩壊危険区域内及び砂防指定地内における行為に係る申請書の受理及び知事への送付に関する事。
	(6) 急傾斜地及び農業用ため池の整備に係る受益者負担金の賦課及び徴収に関する事。
	(7) 総合治水対策事業の事務に関する事。
	(8) 課の庶務に関する事。
整備係 職員9人	(1) 河川、水路及び農業用ため池の計画、設計、施工等並びに維持及び修繕に関する事。
	(2) 受託土木工事の設計及び施工に関する事。
	(3) 主管工事の監督及び竣工検査に関する事。

（職員16人、会計年度任用1人）

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 契約事務の適正な執行がなされないリスク
- (4) 河川等の計画的な整備がなされないリスク

2 3E（経済性、有効性、効率性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、リスクは相当程度あるものと評価した。事前調査の結果、事務の一部で不適切な処理がなされていた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	効果の少ない事業が実施されるリスク	4 / 4	
所属の主要な事務事業	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか	許認可等の事務が適切に行われないリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	
契約事務	事業者と工事請負などの契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	6 / 6	
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	○

財産管理	建物やインフラを所管しているか	保全不良のリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク	4 / 4	○

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ・ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 時間外勤務時間数が年間360時間を超える職員が見受けられ、厚生労働省が定める過労死の労災認定基準を上回る勤務状況も見受けられた。職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害しないような環境づくりを早急に行う必要がある。

指 摘

時間外勤務が恒常化しており過重な業務となっている。時間外勤務の縮減のため、改めて業務内容を見直した上で必要であれば増員して体制を強化することも検討すること。

意 見

行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。

(3) 契約事務の適正な執行がなされないリスク

- ・ 維持修繕工事や設計業務委託のほか、他部署からの受託土木工事などの契約において、事業者の選定、契約金額の決定、履行の検査確認が適切に行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- △ 河川等の維持修繕工事や設計業務の委託の他に他部署からの受託土木工事など多数の工事請負や業務委託に係る契約を事業者等と締結しているが、事業者の選定、契約金額の決定、履行の検査確認が適切に行われる必要がある。

指 摘

河川や排水路などの清掃業務の委託において廃棄物の処分量に応じて契約金額を定める

単価契約を締結しているが、例えば、この契約の履行の検査確認において、上位職の者も処分量まで計算するなど、チェック機能を強化して、引き続き契約事務の適正な執行に努めること。

(4) 河川等の計画的な整備がなされないリスク

- ・ 中長期的視点に立った河川等の整備計画により水災害リスクの低減が十分に図られているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 中長期的視点に立った河川等の保全計画の策定に着手したが、近年、豪雨や台風の発生の増加により、全国的に河川の氾濫による災害が増加しており、将来の水災害リスクは増大している。河川等の計画的な整備に取り組む必要がある。

意見

令和2年度に新たな事業として「河川等計画保全事業」を実施し、河川及び調整池に係る保全計画の策定に着手した。この事業を計画的に進めることにより、本市が管理する河川等の計画的な整備に取り組む必要がある。国や三重県が管理する朝明川、海蔵川、三滝川等についても、引き続き、流域住民の声を国や県に届けるなど、計画的に整備が図られるよう努めること。

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 指 摘

① 総合治水対策の強化について【有効性の視点】

市長部局と上下水道局が連携して治水対策に取り組むため、総合治水対策検討委員会を設置し、当課が同委員会の事務局を所管しているが、同委員会に諮るべき事案がなかったため、令和元年度は開催がなかった。しかし、豪雨などの異常気象が発生している近年の気象状況に鑑みると、市として総合的に治水対策をどうしていくのか、上下水道局も含めて市役所全体で考えていくことが重要である。後手に回らないよう、同委員会を定期的開催するなど当課が主導して総合治水対策の推進に取り組むこと。

② 河川台帳の作成について【有効性の視点】

本市の管理河川の改修状況が一覧できる図面（以下「河川台帳」という。）の作成に向け財政部局に予算要求を行っているがその実現には至っておらず、河川台帳は現在、存在しない。河川は、本来的に洪水等の自然的原因による災害をもたらす危険性、すなわち市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす危険性を内包しているものであり、河川改修等の必要性・緊急性を判断するのに有用な河川台帳は必要であると思われる。引き続き河川台帳の作成に向けて取り組むこと。

都市整備部 道路管理課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 都市整備部道路管理課

対象年度 令和元年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査等の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和2年8月12日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

都市整備部道路管理課（中間組織は所管する所属に含める）の主な業務内容及び職員数（令和2年4月1日現在）は、次のとおりである。

【道路管理課】

道路管理課 職員2人 管理係	(1) 道路（法定外公共物である道路を含む。次号において同じ。）の認定、廃止及び変更並びに台帳の管理に関する事
	(2) 道路の占用許可及び占用料の徴収並びに加工の承認その他道路の管理に関する事
	(3) 近鉄線高架下等の利用及びふれあいモールに関する事
	(4) 屋外広告物の簡易除却に関する事
	(5) 課の庶務に関する事
交通安全係 職員7人 再任用1人 会計年度任用5人	(1) 交通安全対策の企画及び調整に関する事
	(2) 交通安全教育及び啓発に関する事
	(3) 自動車、自転車等の放置防止及び措置に関する事
	(4) 市営中央駐車場及び本町駐車場に関する事
	(5) 近鉄四日市駅南自転車等駐車場及び近鉄四日市駅北自転車等駐車場等に関する事
	(6) 交通事故相談に関する事

（職員13名、再任用職員1人、会計年度任用職員9人）

第3 監査の着眼点

- 1 想定されるリスクからの着眼点
事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。
(1) リスク評価チェックリストの検証
(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）
(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- 2 3E（経済性、有効性、効率性）・合規性等の視点からの着眼点
事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査では、許認可業務（道路占用許可）、収入事務（道路占用料）、支出事務（委託料、土地借地料）、指定管理制度導入（市営駐車場、自転車駐車場）、財産管理（道路用地、駐車場用地等）、職員配置等の項目で点数が高く、全体的にリスクは高い。実査では、共通事務について事務処理誤りが散見された。

リスク評価チェックリストの該当項目

（評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○）

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか。	許認可等の事務が適切に行われないリスク	4 / 4	
収入事務	地方税、分担金、使用料、手数料等を徴収する業務を行っているか	法令等に基づいた金額を徴収していないリスク 減免の制度又は運用が適切でないリスク 収入未済となるリスク 収入未済が適正に処理されないリスク	6 / 6	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	○
契約事務	事業者と工事請負などの契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	1 / 6	○
	事業者と業務委	事業者選定、金額決定、委託	2 / 4	○

	託の契約を締結しているか	業務の管理や評価が適切に行われ ないリスク		
	指定管理者制度を導入しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われ ないリスク	4 / 4	
財産管理	建物やインフラを所管しているか	保全不良のリスク 保有コストに見合う効果がない リスク 有効活用されないリスク	4 / 4	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	
	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク	4 / 4	○

(2) 職員配置のリスク

- ・ 当所属勤続年数が長い職員の属人的判断に依存していないか。また、今後の業務継承に断絶が生じないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 管理系には8年在籍の職員がいるが、この2年間で、同係から同職員より経験年数の少ない職員2人が人事異動により転出しており、同職員以外は、勤続年数3年未満である。また、交通安全係も、4人の正規職員のうち3人が勤続年数2年未満である。業務の習熟や習得のため係ごとの業務マニュアルは作成されており、当所属勤続年数が長い職員に業務負担が偏ったり、業務継承が適切に行われなかったりすることはないようであるが、人事当局に円滑な人事異動を要望していく必要がある。

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ・ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 時間外勤務時間数が年間360時間を超える職員が見受けられた。職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害しないような環境づくりが必要である。

意見

行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きや

すい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘

① 市営中央駐車場の割引認証機の配置について【合規性の視点】

令和元年度財政援助団体監査において、市民生活課が、関係外郭団体利用者の駐車場利用料金を無料とするため、道路管理課から貸し出された市営中央駐車場の割引認証機を外郭団体に配置して管理を任せていることについて、市民生活課に対し、早急に道路管理課等と協議を行い、必要な措置を講ずるよう指摘がなされている。監査委員の指摘の重みを理解し、割引認証機を管理する道路管理課の責務として、ただちに措置を講ずること。

② 近鉄高架下の土地利用について【経済性の視点】

近鉄高架下の用地を近鉄から市が有料（年間400万円）で借り受け、同額で地元の連合自治会に貸し出しており、同自治会は同用地を有料駐車場として貸出しを行っている。近鉄線が高架となった40年以上前から、そのような状況が続いているとのことであるが、市は同自治会へ貸し出している用地の詳細な利用実態を把握していない。市が特定の団体へ貸し出した用地が有料駐車場として使用されており、公平性に欠けるとも考えられる。利用の実態を調査し、適切な対応を取ること。

意 見

① 預金の管理について【合規性の視点】

本市が事務局をしている四日市市交通安全協議会の預金通帳を2通保管している。他団体の通帳であり、事故の起こらないよう、注意深く管理すること。

② 市道の維持管理について【効率性の視点】

市道の全体数量は多く、維持管理予算にも限りがあるが、道路事故が起こらないよう、職員からの通報制度も活用し、道路維持課とも十分連携をとって、適切な維持管理に努めること。

③ 借用している道路用地について【経済性の視点】

道路用地として借用している土地が多く存在し、全体の年間使用料も高額である。将来を見据えて、代替わりや名義変更の機会等をとらえ、購入の交渉を引き続き進めていくこと。

④ 市営中央駐車場の維持管理について【有効性の視点】

市営中央駐車場の1階トイレの清掃が行き届いておらず、また、階段内のごみが放置されている状況があった。指定管理者の業務として、毎日、トイレ清掃と通路等の拾い掃きを行うこととされており、清掃が適切に行われているか注意して確認していくこと。

⑤ 放置自転車売却に係る入札について【合規性の視点】

放置自転車について、保管期間経過後、当課で売却に係る入札を行っており、その際、同額での応募があった場合、くじを作成し、課長がくじを引いて落札者を決定している。くじ引きの際には、誤解を招くことのないような方法でくじを執行し、また適正にくじを執行した証拠を保存するようにすること。

⑥ 自動車運行日誌の記載について【合規性の視点】

記載されている運行区間（目的地）から想定される走行距離数に比べ、記載されている走行距離数が長い事例が見受けられる。記載されている運行区間に加え、他業務で別の目的地にも立ち寄った場合、立ち寄り先についても運行区間欄に記載すること。

⑦ 職員の車両事故について【有効性の視点】

運転機会の少ない若い職員に車両事故が多い現状がある。職員の車両運転の指導は管財課が担っているとのことであるが、市全体の交通安全を担う道路管理課としても、職員の車両事故が減少するような方策を検討していくこと。

評 価

「守ってくれてありがとう運動」について

三重県内で、信号のない横断歩道において自動車が一時停止する割合は全国的にかなり低い。当課では、小学校を対象に「守ってくれてありがとう運動」を開始しており、小学生が信号機のない横断歩道で止まった車に対して感謝の意を示し、運転者も今後も止まろうかという交通安全の雰囲気づくりを行っている。また、全市職員に名札の裏に「横断歩道交通安全宣言」の札を入れさせ、職員への横断歩道での一時停止の意識付けを行っている。これらの具体的な取組みを評価する。さらに、これらの取組みについてもっとアピールされたい。

都市整備部 用地課

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
 - 監査対象部局 都市整備部用地課
 - 対象年度 令和元年度
 - 監査対象事項 財務事務等
- 3 監査等の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 四日市市役所 監査委員室
 - 監査期間 令和2年8月12日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

都市整備部用地課の主な業務内容及び職員数（令和2年4月1日現在）は、次のとおりである。

【用地課】

用地課 職員1人 用地係 職員9人 再任用1人 会計年度任用2人	(1) 部所管工事に係る用地の取得及び補償に関すること。
	(2) 部所管の未利用地の処分に関すること。
	(3) 道路、河川等の未登記用地の解消に関すること。
	(4) 国土利用計画法に基づく進達等に関すること。
	(5) 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出及び申出に関すること。
	(6) 地価公示に関すること。
	(7) 課の庶務に関すること。
境界係 職員13人 会計年度任用3人	(1) 道路、河川等の境界に関すること。
	(2) 地籍調査事業（土地改良事業実施地区を除く。）に関すること。

（職員23人、再任用職員1人、会計年度任用職員5人）

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

(1) リスク評価チェックリストの検証

(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

2 3E（経済性、有効性、効率性）、合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査のとおり、これらの事務一般に内在するリスクは高いものと評価していたが、事前調査の結果、概ね適切に事務処理がなされていた。

リスク評価チェックリストの該当項目

（評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○）

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6/6	
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4/4	
情報管理	個人情報を取扱っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4/4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク	4/4	○

(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）

- ・ 地籍調査の知識や経験のある職員がいないため、地籍調査の実施体制が不十分ではないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

地籍調査の体制について

- △ ア 令和2年度から地籍調査を実施する予定となっているが、昭和44年を最後に、地籍調査を休止しており、知識を持った職員がいない。そのため、外部研修へ参加するなど、事例研究や専門知識を習得することが必要である。
- △ イ 現在の体制が、兼務職員2名の配置となっており、本格的な取組みにはマンパワーが不足している。他市の取組み状況を調査して検討することが必要である。

意見

地籍調査事業を行うことを決めたのであれば、管理職が中心となって人事当局にも働きかけを行い、この事業をやりきるといふ姿勢を見せていくことが必要であるし、それをしないと時間外勤務の増加にも繋がるので、適切な対応を取ること。

地籍調査の進捗状況（中核市を抽出）

都道府県	都市名	進捗率(%)	都道府県	都市名	進捗率(%)
三重県	四日市市	17	富山県	富山市	16
岐阜県	岐阜市	8	石川県	金沢市	31
愛知県	豊橋市	12	福井県	福井市	23
	豊田市	9	山梨県	甲府市	30
	岡崎市	9	奈良県	奈良市	23
長野県	長野市	19	和歌山県	和歌山市	20
滋賀県	大津市	5			

※国土交通省 地籍調査WEBサイトを参照

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ・ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 職員の時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。職員のワーク・ライフ・バランスの充実や業務の効率化などによる時間外勤務の縮減を図る必要がある。

意見

労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について

通常業務に加えて、選挙事務に伴う動員や災害対応などにより時間外勤務が年間360時間を超える職員が1人見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バラ

ンスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 意見

① 建物調査等業務委託について【効率性の視点】

道路用地等の取得に伴い、建物等の物件がある場合は物件移転補償を行っている。その物件移転補償額を算定するため、建物調査等の算定業務委託を行っているが、事業の進捗や地権者との用地交渉の進展により、物件移転補償額の算定を最新の年度に変更する必要が生じ、再算定の業務委託を行うことになる。各事業や担当ごとによって事務処理に違いが生じ、必要以上に業務委託を分割することがないように、統一したルールが必要である。

② 他部局で行う用地取得の連携について【有効性の視点】

道路、河川等の用地取得については部所管の工事に限られており、他部局が行う用地取得については、相談などの協議は行っているものの、用地取得は担当部局で行われている。用地取得には、専門的な知識や経験が必要である。一方、各部局においては、施設の更新や管理地の境界確認により、用地取得が必要なケースが発生するが、頻度は少なく知識や経験の蓄積や継承は難しいことが想定できる。そのため、用地課が培ってきた専門的な知識や経験を活かすために、部局を超えた連携や協力体制を築く必要がある。

③ 地籍調査事業について【経済性、効率性の視点】

地籍調査事業について、職員が測量士や土地家屋調査士の知識や資格を取得するための内部養成をすることと、民間へ委託した場合で、効率性やコスト面でどちらが適しているか検証して実施すること。

④ 地籍調査事業の実施について【有効性の視点】

地籍調査事業について、現況と登記簿の不一致が出て、事務的に進まないことが想定できる。先進的な都市の取組みを収集し、実りのある取組みとすること。

⑤ 未登記道路の解消について【経済性、効率性の視点】

未登記道路の調査事業費について、昨年2,000万円の予算で130筆の登記を行っている。費用は掛かるが、未登記道路が少しでも無くなるよう、効率的な手法を検討すること。

⑥ 土地開発公社に変わる用地の先行取得について【経済性の視点】

土地開発公社が廃止され、それに代わる用地の先行取得の手法が必要である。他市町の事例や状況も調査し、参考にできるものがあれば研究するなど、引続き用地の先行取得を検討すること。

⑦ 用地業務に伴うスキルの習得について【住民福祉の向上の視点】

当課の業務は、市民に直接関係する不動産である土地の売買等に関する業務である。法律に基づく対応が必要となるのでスキルを磨き、市民サービスの向上に取り組むこと。

評 価

時間外勤務の縮減について

職員の時間外勤務の状況について、業務分担の見直しにより係間の応援体制など、人材の流動的な活用を行ったことにより大幅に時間外勤務の状況が改善されていることは評価できる。新たな事業として地籍調査が始まるなど課題もあるが、引き続き時間外勤務の縮減に向けて取り組むこと。

都市整備部 営繕工務課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 都市整備部営繕工務課

対象年度 令和元年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査等の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和2年8月6日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

都市整備部営繕工務課の主な業務内容及び職員数（令和2年4月1日現在）は、次のとおりである。

【営繕工務課】

営繕工務課 職員3人	(1) 市有建築物の設計・工事施行・修繕・維持保全資料の管理・営繕計画に関すること
営繕第1係 職員8人	(2) 主管工事の監督・竣工検査に関すること
会計年度任用2人	(3) その他建築工事に関すること
	(4) 課の庶務に関すること
営繕第2係 職員8人	(1) 市有建築物の設計・工事施行・修繕に関すること
	(2) 主管工事の監督・竣工検査に関すること
	(3) その他建築工事に関すること
設備係 職員9人	(1) 市有建築物の各種建築設備の設計・工事施行・修繕に関すること
	(2) 主管工事の監督・竣工検査に関すること
	(3) その他設備工事に関すること

（職員28人、会計年度任用2人）

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）
- (3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点
 事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査ではリスクの低い所属であったが、一部不適切な事務が見受けられた。
 リスク評価チェックリストの該当項目

（評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○）

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	効果の少ない事業が実施されるリスク	4/4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6/6	○
契約事務	事業者と工事請負などの契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	6/6	○
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク	4/4	○

(2) 職員配置のリスク

① 適正な人員配置について

- ・ 事務職のいない職場であるが会計事務等が適正に行われているか、チェック体制は十分であるか、人員の増員が必要ではないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 会計年度任用職員が財務会計事務等の庶務をしており、係長が全てのチェックをしている。係長は設計・工事に関してもチェックし、業務量が多いと想定される。業務内容に応じた職員の確保が必要である。

意見

職員配置について

他の部局に比べ予算が少ないことから、庶務的な事務を行う主事の配置がない職場である。技師である係長が事務処理をすることによって時間外勤務の原因や、業務の質の低下となることも考えられる。引き続き事務職の人員要望を行っていくこと。

② 所属での勤続年数について

- 勤続年数の短い職員の割合が高く、ベテラン職員の負担が大きくなり、若手職員がスキルを習得する以前に異動してしまうのではないか。

(令和2年度における当所属の勤続年数の状況)

勤続年数	勤続3年未満	3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上	対象職員合計
人	14	9	4	1	28

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

△ 当所属の勤続年数について、3年未満の職員が50%を占めている。令和元年度は対象職員27人中17人(63.0%)が勤続3年未満であった。勤続年数の短い職員の割合が多くなっている。若手職員は外部の技術系研修や課内研修を受講することによって、技術力が向上しているところであるが、新規採用職員が増えているため、ベテラン職員の負担は重くなっている。経験や専門知識を持つ職員の人材確保に努めることが必要である。

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

(時間外勤務360時間超職員数)

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
360時間超人数/対象職員数	11/24	9/26	15/24
工事件数	99	113	117
設計委託件数	63	49	55
件数合計	162	162	172

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- × 時間外勤務時間数が年間360時間を超える職員が見受けられ、厚生労働省が定める過

労死の労災認定基準を上回る勤務状況も見受けられた。職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害しないような環境づくりを早急に行う必要がある。

意見

① 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。

② 平成29年度から設計と工事を年度割りすることにより、計画性を持って業務を行うことができるようになり、時間外勤務の抑制につなげることができたということであった。

一方、新規採用職員が増加したことにより、育成するための時間が必要となり、他の職員の時間外勤務が増加した。予算要求時においては、各部署から依頼される工事の設計を行うため、事業量の調整を行うことは難しい状況である。改善を行っているものの、令和元年度における時間外勤務360時間超えの職員が占める割合は24人中15人(62.5%)であり、解消されていない。引き続き時間外勤務の縮減に努められたい。

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

① 女性の活躍、登用について【有効性の視点】

ア 女性技師が採用されているが、現場に行くことは体力的な面や安全面において男性より苦勞することがある。その受け止めや女性特有の体調への配慮、セクハラ防止を意識した取組みを進めることにより、より働きやすい職場の確保をすること。

イ 経験を積み重ねてきている女性技師がいることからロールモデルとなるよう、後に続く女性技師のフォローアップができることを意識した育成をすること。

② 設計と工事の年度割について【効率性の視点】

平成29年度から最初の年度は設計をし、次年度は工事をするというサイクルを組み、設計、工事発注の分散化となり時間外勤務の縮減になったと評価する。さらに年度割りについての検証をし、今後も様々な効率を図って時間外の縮減に寄与すること。

③ SDGs（5. ジェンダー平等を実現しよう）の視点の導入について【SDGsの視点】

本庁舎の「みんなのトイレ」工事はSDGsの取組みの一つであることから営繕年報だけでなく広報などを通して広く発信するとともに、よりよい建築物を造っていくためにSDGsの視点を取り入れていくことを引き続き研究すること。

※ SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択されたもので、2030年までに達成するために掲げた17の目標である。

評 価

研修の復命書について

研修の復命書の供覧について、研修資料の重要な箇所にアンダーラインを引き、付せんを貼ることでポイントが分かり、他の職員との知識の共有ができる工夫をしている。職員の人材育成の向上、技術の承継につなげていることを評価したい。

都市整備部 市営住宅課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

対象部局 都市整備部市営住宅課

対象年度 令和元年度

対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和2年8月6日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

都市整備部市営住宅課の主な業務内容及び職員数（令和2年4月1日現在）は、次のとおりである。

【市営住宅課】

市営住宅課 職員1人 管理係	(1) 市営住宅の建設及び維持管理に関すること。
	(2) 市営住宅整備基金に関すること。
	(3) 住宅新築資金等貸付金の償還に関すること。
	(4) 課の庶務に関すること。
住宅係 職員5人 会計年度任用5人	(1) 市営住宅の入居管理に関すること。
	(2) 住宅使用料の決定及び徴収に関すること。
	(3) 市営住宅入居者選考委員会に関すること。

(職員11人 会計年度任用職員6人)

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

(1) リスク評価チェックリストの検証

- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 契約事務の適正な執行がなされないリスク
- (4) 今後の市営住宅の在り方が市民のニーズに合っていないリスク
- (5) 市営住宅の活用が有効になされていないリスク
- (6) 公平公正な入居管理がなされないリスク

2 3 E（経済性、有効性、効率性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、リスクは高いものと評価した。事前調査の結果、事務の一部に不適切な処理が見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	効果の少ない事業が実施されるリスク	4 / 4	
所属の主要な事務事業	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか	許認可等の事務が適切に行われないリスク	4 / 4	
収入事務	地方税、分担金、使用料、手数料等を徴収する業務を行っているか	法令等に基づいた金額を徴収していないリスク 減免の制度又は運用が適切でないリスク 収入未済となるリスク 収入未済が適正に処理されないリスク	6 / 6	
収入事務	滞納債権があるか	滞納債権の適正な管理がされないリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	○

契約事務	事業者と工事請負などの契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	6 / 6	
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
現金管理	現金の取扱いがあるか	現金の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク	4 / 4	
財産管理	建物やインフラを所管しているか	保全不良のリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	○
財産管理	土地又は建物の貸付けを行っているか	多額の損失発生リスク 不適正な貸付料となっているリスク 資産が不適正又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
基金	基金を所管しているか	設置目的に合致した活用がなされないリスク 適切な運用又は運用益の処理がなされないリスク	4 / 4	
情報管理	個人情報を取扱っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク	4 / 4	○

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ・ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 時間外勤務時間数が年間360時間を超える職員が見受けられ、厚生労働省が定める過労死の労災認定基準を上回る勤務状況も見受けられた。職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害しないような環境づくりを早急に行う必要がある。

意見

行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きや

すい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。

(3) 契約事務の適正な執行がなされないリスク

- ・ 工事請負や業務委託の契約において、事業者の選定、契約金額の決定、履行の検査確認が適切に行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 年間600件を超える修繕工事を発注しており、その中には原課契約工事として執行できる契約額の上限近くの額での発注や単独随意契約によるものが多数存在している。契約金額の妥当性や単独随意契約とする必要性について説明責任を果たせるようにしておく必要がある

指 摘

- ① 原課契約工事において緊急工事として単独随意契約をしたものの中に、緊急性の要件の充足について疑義が生じたものがあつた。緊急工事として施工する必要性について市民に対し明確に説明できるような工事発注を行うこと。
- ② 原課契約工事により施行した住宅修繕工事や空き家修繕工事において同額の設計金額のものが多。設計金額の妥当性を明確な根拠を持って説明できるよう公正な設計を行うこと。

(4) 今後の市営住宅の在り方が市民のニーズに合っていないリスク

- ・ 市民へ提供する市営住宅は市民の様々なニーズを的確に捉えているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- △ 四日市市総合計画の策定と並行して見直した四日市市住生活基本計画（令和2年度から令和11年度まで）において、市営住宅のストック数及び維持管理・更新の方針が定められたが、社会情勢の変化や入居実績等を踏まえるととも市民の様々なニーズを的確に捉える必要がある。

意 見

- ① 格差が広がりつつある社会において、高齢者世代だけでなく子育て世代をはじめ様々な世代において市営住宅の需要は高まっている。あらゆる世代の市民の生活安定に寄与する住まいとして、市営住宅を有効に活用できる手法を検討すること。
- ② 障害者向け住宅と比べて高齢者向け住宅の方が需要が高いため、空き家整備のやり方もバランスを取りながら現状に即した整備の在り方を検討すること。

(5) 市営住宅の活用が有効になされていないリスク

- ・ 約2900戸（廃止予定の住戸を除くと約2400戸）ある市営住宅が、有効的に市民

に対し提供されているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 市営住宅全体の定期募集の応募倍率は3倍を超え、中でも低層階の応募倍率は更に高いものとなっている反面、入居希望者の高齢化に伴い、エレベーターの設置がない住宅の高層階の住戸は空き家となっている。市民のニーズに合わせた市営住宅の整備を進めるなど、より有効に市民に住戸を提供する方策について検討する必要がある。

意見

旧特定目的住宅については、同和行政推進審議会の住宅ワーキングでの検討結果を踏まえるとともに、他市の事例も参考にして、地域の理解を得ながら有効活用していくこと。

（6）公平公正な入居管理がなされないリスク

- ・ 住宅使用料債権の管理が適切になされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○ 住宅使用料債権は、いわゆる私債権であり、自ら強制執行することができず、債務者の財産調査に関する権限も限られていることから、住宅使用料債権を時効の完成により消滅させてしまうことが想定されるが、期限管理の上、適時に催告等の措置を講じるなど、債権管理が適切になされている。

評価

ファイナンシャルプランナーの資格を取った職員が入居者の金銭管理のアドバイスをしたりするなどして、現年度分の徴収に尽力した結果、令和元年度の現年度分の徴収率は99.9%と非常に高率であった。この取組みを高く評価するとともに職員間のノウハウの継承に努めてほしい。

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘

内部事務管理について【有効性の視点】

事務処理の基本的な部分で、いくつかのミスが見受けられた。日常的に確認すべき事項の定型化による業務精度の向上や上位職によるチェックを行う体制の整備など、内部事務管理の改善を図ること。

意見

① 修繕工事の発注について【効率性の視点】

多数の修繕工事を行っており、職員の時間外勤務の増の要因の一つになっている。他都市の事例を参考に、工種をパターン化するなどシステム化して業務の効率化ができないか研究すること。

② コミュニティの活性化について【有効性の視点】

四日市大学と連携し市営住宅への学生の入居を許可し、多世代交流、混住を進めている。学生の入居に当たっては、学生向けに住戸改修を施工した。この事業の効果を適宜、検証し、他市の事例なども研究して、引き続き、ニーズに合った住戸改修に取り組むなどして多世代交流、混住を推進し、市営住宅におけるコミュニティの活性化を図ること。

市立四日市病院

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
 - 監査対象部局 市立四日市病院 総務課、施設課、医事課
 - 対象年度 令和元年度
 - 監査対象事項 財務事務等
- 3 監査等の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 市立四日市病院講堂
 - 監査期間 令和2年7月10日
- 4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

市立四日市病院・事務局3課（中間組織は所管する所属に含める）の主な業務内容及び職員数（令和2年4月1日現在）は、次のとおりである。

【総務課】

総務課	職員3人	(1) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関すること。
		(2) 院内諸規程に関すること。
総務係		(3) 職員の人事管理及び給与事務に関すること。
		(4) 職員の福利厚生及び保健衛生に関すること。
		(5) 病院運営の改善に関すること。
		(6) 臨床研修に関すること。
		(7) 宿日直に関すること。
		(8) 図書室の管理運営に関すること。
		(9) 電話交換に関すること。
		(10) 公用自動車の管理及び配車に関すること。
		(11) 就職準備資金に関すること。
		(12) 業務用寝具及び洗濯に関すること。
		(13) 旧高等看護学院の学事に関すること。
		(14) 院内託児所に関すること。
		(15) 院内事務の連絡調整に関すること。

職員 7 人 会計年度任用 7 0 人	(16) 局及び課の庶務に関する事 (17) 他の課及び係の主管に属しない事項に関する事
調達係 職員 5 人 会計年度任用 1 人	(1) 物品の調達及び修繕発注並びに検収に関する事。 (2) 印刷物の発注及び検収に関する事。 (3) 物品の総括管理事務に関する事。 (4) 貯蔵品（薬品、給食材料を除く。）の出納及び保管に関する事。 (5) 不用物品の処分に関する事。 (6) 物品の規格制定及び標準単価表の作成に関する事。 (7) 医療機器等の保守契約に関する事。 (8) 工事の契約に関する事。 (9) 前各号に掲げるもののほか、調達に関する事。
経営係 職員 3 人 会計年度任用 1 人	(1) 経営計画の策定に関する事。 (2) 予算の原案作成及び統制に関する事。 (3) 現金、有価証券の出納及び保管に関する事。 (4) 会計伝票の審査及び執行に関する事。 (5) 資金計画及び一時借入金に関する事。 (6) 証拠書類の整備及び保存に関する事。 (7) 業務状況及び経理状況の報告に関する事。 (8) 財務諸表の作成及び決算に関する事。 (9) 出納取扱金融機関に関する事。 (10) 経理状況の調査、研究に関する事。 (11) 起債に関する事。 (12) 前各号に掲げるもののほか、病院経営に関する事。
情報処理係 職員 3 人	(1) 医療システムの調査及び研究に関する事。 (2) 電子計算機の適用業務の開発及び処理に関する事。 (3) 電子計算機の管理運用に関する事。 (4) 前各号に掲げるもののほか、情報処理に関する事。

(職員 2 1 人、会計年度任用職員 7 2 人)

【施設課】

施設課	(1) 病院施設（動産を除く。）改修に係る計画及び整備推進に関する事。 (2) 病院庁舎及び駐車場の管理運営に関する事。 (3) 土地、建物及び設備の維持管理並びに修繕に関する事。 (4) 工事の設計及び施行並びに監督及び検査に関する事。 (5) 防災及び警備に関する事。 (6) 病院施設内の清掃及び廃棄物の処理に関する事。 (7) 器械備品等（医療機器を除く。）の点検整備に関する事。 (8) 病院用財産の取得、使用許可及び処分に関する事。
-----	---

職員 7 人	(9) 前各号に掲げるもののほか、病院施設の管理に関すること。
会計年度任用 7 人	(10) 課の庶務に関すること。

(職員 7 人、会計年度任用職員 7 人)

【医事課】

医事課	(1) 患者の受付に関すること。
	(2) 患者の入院及び退院に関すること。
	(3) 診療報酬その他医業収入金の徴収に関すること。
	(4) 前号に係る過誤納金の還付に関すること。
	(5) 診療証明書に関すること。
	(6) 医事統計に関すること。
	(7) 診療報酬の請求に必要な関係法令等に基づく報告、届出、許可、認可等の諸手続に関すること。
	(8) 栄養管理室に係る経理事務及び連絡調整に関すること。
職員 7 人	(9) 前各号に掲げるもののほか、医事に関すること。
会計年度任用 1 人	(10) 課の庶務に関すること。

(職員 7 人、会計年度任用職員 1 人)

第 3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

(1) リスク評価チェックリストの検証

(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

2 3 E（経済性、有効性、効率性）、合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点等から設定した。

第 4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査では、組織・人員において多くの時間外勤務を行っていることをリスクが高いものと評価していた。また、事前調査において共通事務（支出事務・文書管理）に

不適切な事務処理が見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

【総務課】

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	主要な所掌事務として内部統制事務を行っているか	内部統制事務が適切に行われないリスク	4/4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6/6	
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4/4	
	プロポーザルにより契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4/4	
現金管理	現金の取扱いがあるか	現金の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク	4/4	
情報管理	個人情報を扱っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4/4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク	4/4	○

【施設課】

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	効果の少ない事業が実施されるリスク	4/4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6/6	
契約事務	事業者と工事請負などの契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	6/6	
	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4/4	
	プロポーザルにより契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4/4	
現金管理	現金の取扱いがあるか	現金の紛失、数え間違い、処理遅	4/4	

		れ、着服等のリスク		
財産管理	建物やインフラを所管しているか	保全不良のリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	
	土地又は建物の貸付けを行っているか	多額の損失発生 of リスク 不適正な貸付料となっているリスク 資産が不適正又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク	4 / 4	○

【医事課】

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
収入事務	地方税、分担金、使用料、手数料等を徴収する業務を行っているか	法令等に基づいた金額を徴収していないリスク 減免の制度又は運用が適切でないリスク 収入未済となるリスク 収入未済が適正に処理されないリスク	6 / 6	
	滞納債権があるか	滞納債権の適正な管理がされないリスク	4 / 4	○
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	○
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
	プロポーザルにより契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	
現金管理	現金の取扱いがあるか	現金の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク	4 / 4	
情報管理	個人情報扱っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を	4 / 4	○

		阻害するリスク		
--	--	---------	--	--

(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）

- ・ 職員配置について、欠員等により人数不足となっているのではないか。
- ・ 長期在職者の占める割合が高くなることによるマンネリ化、異動による引継ぎが十分に行われたいのではないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- △ ① 総務課調達係の業務は、院内の物品調達のための資料作りなど、専門性を要するものである。正職員5人中2人が育休となっており、係長兼務の副参事と係員が、転入者1人のサポートをしながら業務を行っており、課内の協力体制の確立が求められる。
上記対象課：【総務課】
- △ ② 医事課において、2人の当所属勤続年数が15年を超えている。長期在職によるマンネリ化、異動による引継ぎが十分に行われたいことが想定される。
上記対象課：【医事課】

指 摘

内部事務管理について

事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなどの内部統制の体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

また、前回も指摘をされ措置済であるにもかかわらず繰り返しミスを起こしており、大きなミスにつながることはないよう対応すること。

上記対象課：【総務課】【施設課】【医事課】

意 見

① 病院職員について

ア 市立四日市病院の中期経営計画に基づき病院職員の採用を行っているが、医療技術職の一部で目標に達していないので確保を図ること。また、事務職員についても不足している状況なので、必要な人員の確保に努めること。

イ 会計年度任用職員（医師事務作業補助）の勤務状況について、昼休憩が取りにくいことや時間外勤務が発生している状況である。実態を把握し、安心・安全な職場環境が確保されるよう院内全体で情報を共有し取り組むこと。また、雇用の形態について、安定して長期間働ける職場を確保していくことは離職率を下げる要因につながるため、雇用方法の検討をすること。

上記対象課：【総務課】

② ノウハウの継承について

人事異動がある中で、ノウハウの継承や引継ぎは重要であるので、マニュアル化を推進し、スムーズに継承できるよう検討すること。

上記対象課：【総務課】

区分	正職員 (人)	会計年度任用 職員(人)	備考	当所属勤続年数が5年以上の会計年度任用職員(人)
総務課	19	72		38
総務係	7	70	任期付職員（短時間） 1人	37 フルタイム（医局事務等） 2人 フルタイム（医師事務作業補助） 19人 パートタイム（事務補助等） 1人 パートタイム（医師事務作業補助） 15人
調達係	5	1	副参事兼課長補佐が係長を兼務 育休 2人 令和2年度 異動により転入 1人	1 パートタイム（物品調達業務） 1人
経営係	3	1		
情報処理係	3			
施設課	7	7		2
施設課	6	7		2 パートタイム（施設管理業務） 2人
医事課	7	1	課長を含む2人が当所属勤続年数 15年以上	
医事課	6	1	診療情報管理士 3人	

（3）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ・ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。また、過労死認定基準を超える時間外勤務も発生している。職員のワーク・ライフ・バランスの充実や健康を確保する必要がある。

意見

労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について

行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。

上記対象課：【総務課】【施設課】【医事課】

依然として厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(*)を上回る勤務状況が見

受けられるため、早急にこれを解消すること。

- * 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

上記対象課：【総務課】

所属別の年間360時間を超えている職員数

- ・総務課 15人中7人（内、2人は労災認定基準を上回る）
- ・施設課 4人中2人
- ・医事課 6人中2人

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘

① 経営計画について【効率性の視点】

第三次市立四日市病院中期経営計画（平成29年度～令和2年度）にて、今後の課題として施設の未改修部分への対応をあげており、課題の解決に向け、未改修部分についての更新の基本計画を作成し、当院の病院機能を維持しつつ、事業費や期間などを含め詳細な実施方法などを検討していくと記されている。このほか令和2年度には、重篤患者や手術後等の患者に対する管理機能を強化するため、ICU（集中治療室）を拡張して10床に改修する工事とともに、HCU（高度治療室）をICUの隣に移転して16床に改修する工事を予定している。

医業収益を確保するための将来的な投資と改修に伴う費用、工事期間中の患者の減少など、リスクを想定した経営計画が必要である。

上記対象課：【総務課】

② 障がい者雇用の推進について【合規性の視点】

障がい者雇用について推進を図っていくとのことであるが、障がい者の雇用は、仕事をする場所も限られているので、公の機関としてできる限り配慮した雇用の促進を進めるとともに、市立四日市病院の法定雇用率の達成に取り組むこと。

上記対象課：【総務課】

意 見

① 駐車場用地について【経済性の視点】

駐車場用地として多くの土地を借用しており、年間約8,700万円を支出している。病院の経営状況が厳しい中で借用が負担となるため、使用料の低減に向けた交渉を行うなど引き続き取り組むこと。

上記対象課：【施設課】

② 未収金の対応について【有効性の視点】

ア 未収金の回収について、市役所の収納推進課や市の上下水道局で実績を上げている。

市役所の債権管理推進本部が中心となり情報を共有しているとのことであるが、滞納整理のノウハウを様々な場で学び取り入れることで、回収の改善につなげていくこと。

イ 未収金の回収については、会計年度任用職員が専任となり行っているが、不能欠損処

分の件数や金額は高額となっており、対応が不十分である。今後の対策として、他の公金徴収担当部門との連携、徴収に関する事務に従事する職員の増強、当院顧問弁護士による催告等の拡充を検討する必要がある。

＜不納欠損処分＞

(単位：円)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
不納欠損処分	21,740,214	17,102,751	23,336,206

上記対象課：【医事課】

③ 入院患者の満足度調査について【住民福祉の向上の視点】

入院患者の満足度調査について、接遇や診療において一部から不満として結果が出ている。患者の不満足度を察知し、医療従事者の対応を事務方もフォローアップをするとともに、繰り返し指導を行うことで、患者の気持ちに寄り添った満足度の高い病院を目指すこと。

上記対象課：【総務課】